

昭和62年度

帰国研修員フォローアップチーム報告書

——一般租税・上級租税セミナー——

昭和63年 4 月

国際協力事業団
研修事業部

昭和62年度
帰国研修員フォローアップチーム報告書
——一般租税・上級租税セミナー——

JICA LIBRARY



1067545[2]

18062

昭和63年4月

国際協力事業団
研修事業部

国際協力事業団

18062

序 文

この報告書は、国際協力事業団が実施した集団研修「租税セミナー」に参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、昭和63年2月29日から3月17日までの18日間、大韓民国、スリランカ及びシンガポールに派遣したフォローアップチームの業務報告である。

本書が、当該研修分野における各国の実情、帰国研修員の活動状況および研修に係る要望等について関係各位の一層のご理解をいただくための一助となり、今後の研修員受入事業の改善に資することができれば幸いである。

なお、本件の実施に際し、多大なご尽力を賜った外務省、国税庁、その他関係各位に感謝の意を表すると共に、本セミナーの実施にあたっては、今後ともご協力を賜るようお願いする次第である。

昭和63年4月

研 修 事 業 部 長
岡 部 和 夫



ソウル地方国税庁長
MR. Joong Hyung, Cho氏と懇談
(韓国)

帰国研修員を囲んで
(韓国)



北仁川税務署(韓国)

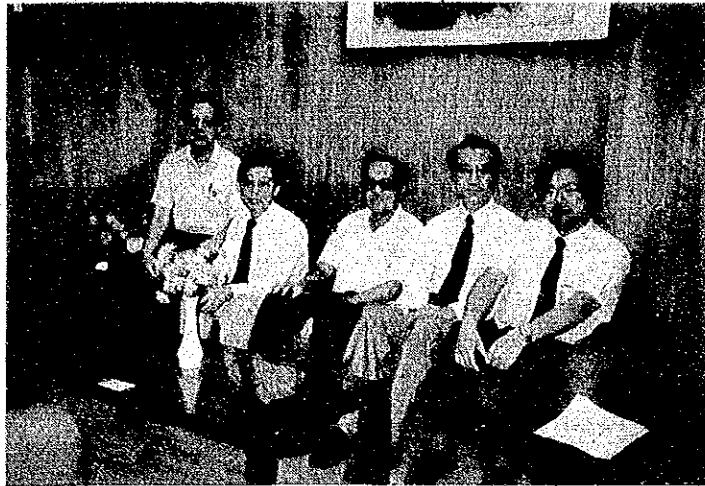


MR. W. M. P. Weerasinghe
Commissioner General
Dep't of Inland Revenue
を表敬(スリランカ)

内国歳入庁コンピューター
センター視察(スリランカ)

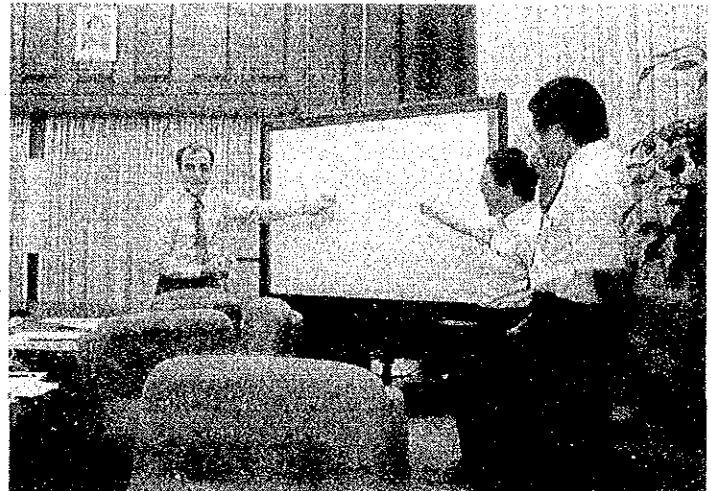


Kandy 税務署にて
(スリランカ)



MR. Tan Boen Eng
Deputy Commissioner
Inland Revenue Department
を表敬 (シンガポール)

パネル・ディスカッション
講演風景 (シンガポール)



Inland Revenue Dept
コンピューター・センター
視察 (シンガポール)

目 次

I	フォローアップの概要	1
1.	派遣の目的	1
2.	チームの構成	1
3.	チームの日程	2
4.	調査の方法	3
5.	訪問機関及び面会者リスト	3
II	研修取扱い窓口機関における調査結果	6
1.	大韓民国	6
2.	スリランカ	9
3.	シンガポール	9
	研修員が帰国後提出したレポート	10
III	帰国研修員所属先における調査結果	30
1.	帰国研修員及び所属機関幹部の意見(要約)	30
2.	国別意見	34
(1)	大韓民国	34
(2)	スリランカ	37
(3)	シンガポール	40
IV	まとめと提言	41
1.	まとめ	41
2.	提言	42
V	各国の租税制度, 税務行政の現状	44
1.	大韓民国	44
2.	スリランカ	50
3.	シンガポール	58
VI	フォローアップの際に実施したセミナー	65
1.	実施計画書	67
2.	英文配布資料	68
VII	帰国後報告会	95

Ⅷ 参 考 資 料	97
1. 租税セミナーの変遷	99
2. 国別参加人員数	100
3. 帰国研修員リスト(クwestiヨネア送付分)	102
4. 相手国に提出した英文所見	109
5. クwestiヨネア	127

I フォローアップの概要

1. 派遣の目的

租税セミナーは、コロンボ計画に基づく技術協力の一環として、開発途上国における税制・税務行政の改善に資するため、昭和43年に開始された。開始当初はアジア諸国のみを対象としたセミナーであったが、その後中近東・中南米・アフリカ・オセアニアに参加国が拡大され、コースの内容も何度かの改変を経て、昭和54年以来、現在の「一般租税セミナー」及び「上級租税セミナー」の2コースを実施している。

一般租税セミナーは、昭和48年から53年まで実施された直接税コース及び間接税コースを統合・拡大したもので、各国の中堅税務職員を対象として、日本の税制・税務行政の紹介を中心に、研修員の意見・情報交換を通じ、各国の税務行政の改善に寄与することを目的として実施されている。一方、上級租税セミナーは、上級税務職員を対象とし、日本を含む参加各国のレポート発表と討議による意見交換を中心として実施されている。

今回のフォローアップは、参加国のうち、大韓民国、スリランカ及びシンガポールの3か国を対象に、帰国研修員所属先及びその他関係機関を訪問し、我が国で実施した研修の成果を測定するとともに、当該研修分野における当該国の実情を調査し、その抱える問題とニーズを把握することにより、今後の研修員受け入れ事業の向上・改善に資することを目的として実施した。

2. チームの構成

チームは以下の3名をもって編成した。

担当	氏名	所 属
総 括	佐々木秀夫	国税庁長官官房事務管理課長
税務行政	高久 隆太	国税庁長官官房国際業務室主任
業務調整	福地 厚治	国際協力事業団八王子国際研修センター研修課課長代理

3. チームの日程

昭和63年2月29日(月)～3月17日(木) (18日間)

月 日	午 前	午 後
2. 29 (月)	東京————→ソウル 10:00(JL951) 12:30	日本大使館表敬・打ち合わせ
3. 1 (火)	討論会準備	討論会準備
2 (水)	国税庁, ソウル地方国税庁訪問	財務部・科学技術処訪問
3 (木)	資料整理	国際租税課長と会談
4 (金)	北仁川税務署視察	討論会・帰国研修員面接 (チーム主催懇親会)
5 (土)	ソウル————→バンコク 11:15	(TG629) 16:30
6 (日)	バンコク————→コロンボ 10:40 (TG307) 12:25	
7 (月)	日本大使館表敬, JICA事務所打ち合わせ	大蔵省外国援助局訪問
8 (火)	内国歳入庁訪問	討論会開催, 帰国研修員面接 (チーム主催懇親会)
9 (水)	キャンディ税務署視察	同左
10 (木)	コロンボ————→シンガポール 11:10	(SQ027) 17:20
11 (金)	日本大使館表敬, JICA事務所打ち合わせ	大蔵省人事局訪問
12 (土)	内国歳入庁訪問	(帰国研修員主催懇親会)
13 (日)		
14 (月)	内国歳入庁訪問	討論会開催・帰国研修員面接 (チーム主催懇親会)
15 (火)	ADPセンター等見学	資料整理
16 (水)	JICA事務所報告	シンガポール———— 23:00
17 (木)	————→東京 (JL710)6:15	

4. 調査の方法

- (1) 当該国訪問に先立ち、クwestionネア（参考資料5参照）を作成し、韓国は日本大使館を、スリランカはJICAコロンボ事務所を、シンガポールはJICAシンガポール事務所をそれぞれ通じて帰国研修員に対し送付した。その際、クwestionネアの送付は、上級コースは1974年以降、一般コースは1979年以降を対象とした。

この中で、各人の帰国後の職歴、セミナーの有用性、フォローアップに対する要望等について記入を求めた。

回答の回収は、各自が日本大使館（韓国）、JICA事務所（スリランカ、シンガポール）に送付するよう依頼した。

- (2) 当該国のJICA事務所・日本大使館において、当該国の抱える問題点、行政事情、技術協力の現状等について説明をうけた。
- (3) 当該国の研修取扱窓口機関を訪問し、以下の点を中心に調査した。

- イ General Information (G. I.) の配布先機関
- ロ 人選のシステム
- ハ 海外研修に対する一般的方針・規定等
- ニ 租税セミナー及びその他の日本での研修に対する意見

- (4) 帰国研修員のうち、地理的・時間的に可能なものに面接し、次の点を中心に調査・意見交換を行った。

- イ 現在の職務内容と課題・問題点
- ロ 帰国後の職務との関連でみたセミナーの有用性
- ハ セミナーの改善についての意見・提言

- (5) 帰国研修員の所属機関の幹部を表敬訪問し、日本の研修に対する意見を聴取するとともに、双方の税制及び税務行政について情報を交換した。

- (6) 当該国においてセミナーを開催し、「納税者に対する申告水準向上策」についてパネルディスカッションを実施した。なお、スリランカ及びシンガポールにおいては、日本から持参した英語版スライド「青色申告制度」を上映した。

- (7) 韓国、スリランカでは帰国研修員の勤務する地方税務署等を視察した。（なお、シンガポールには地方部局はない。）

5. 訪問機関及び面会者リスト

- (1) 大韓民国

① 日本大使館

参事官	浦部 和好
参事官	白須 光美

建設駐在官 周藤 利一

調査官 張 東華

② 科学技術処 (Ministry of Science & Technology)

技術協力官 張 性泰 (Mr. Sung Tae Chang)

技術政策室研究協力担当官 許 楠 (Mr. Ho Nam)

③ 財 務 部 (Ministry of Finance)

国際租税課長 季 鐘敏 (Mr. Chong Min Lee)

国際租税課係員 崔 仁燮 (Mr. Choi, In-Sup)

④ 国 税 庁 (National Tax Administration)

企画管理官 金 居仁 (Mr. Kim, Koh-In)

企画管理官室行政管理担当官 崔 大洵 (Mr. Choi, Dai-Soon)

国際租税第一課長 張 世元 (Mr. Chang, Se-Won)

国際租税第二課長 金 鐘根 (Mr. Kim Jong-Kun)

ソウル地方国税庁長 趙 中衡 (Mr. Joong Hyung, Cho)

北仁川税務署長 林 香淳 (Mr. Lim Hyang-Soon)

(2) スリランカ

① 日本大使館

参事官 ト部 敏直

三等書記官 松本 淳

② JICA事務所

所 長 橋口 次郎

所 員 雨貝 哲雄

③ 大蔵省外国援助局 (Department of External Resources, Ministry of Finance)

課長補佐 Ms. N. Madanayake

④ 内国歳入庁 (Department of Inland Revenue, Ministry of Finance)

長 官 Mr. W. M. P. Weerasinghe

取引高税部長 Mr. A. M. P. Jayasekera

法人税部長 Mr. T. Ratnasundram

キャンディ税務署長 Mr. V. Balakrishnar

(3) シンガポール

① 日本大使館

一等書記官 佐渡 賢一

一等書記官 二宮 洋二

② JICA事務所

所長 石崎 光夫
所員 小野 仁規

③ 大蔵省人事局 (Public Service Division, Ministry of Finance)

研修管理官 Ms. Tan Mui Ngoh

④ 内国歳入庁 (Inland Revenue Department)

筆頭次長 Mr. Tan Boen Eng
次長 Mr. Tan Keng Seng
次長 Mr. Alan Ow
調査査察部長 Mr. Robert Kang
徴収部長 Mr. Goh Khee Kuan
法人税部長 Mr. Yee Fook Hong
法人税部次長 Mr. Pak Koi Yong
法人税部次長 Mr. N. K. Dass
法人税部次長 Mr. Kum Kiang Wah
所得税部業務課長 Mr. Ong Tai Lim
調査査察課長 Mr. Chia Chong Sing
法規部起訴訴訟課長 Mr. John Lam

II 研修取扱い窓口機関における調査結果

1. 韓 国

韓国における研修取扱い窓口である科学技術處において、張性泰技術協力官（局長クラス）及び許楠技術政策室研究協力担当官（課長クラス）と意見交換を行った。その内容は次のとおり。

張：日本の韓国に対する援助に対しては深く感謝している。JICAの実施する研修にはこれまで2,604人が参加している。日本以外では、米国、西独、仏等に研修員を派遣している。

一方、韓国においても発展途上国向けのセミナーを実施しており、日本の研修が種々参考となっている（P8参照）。

技術協力においては、援助を受ける側にも利益があると思うが、実施する国にとってもメリットがあると思う。例えば、現在日本が韓国に実施している鉱山、災害防止、深層開発等については、日本で今後活用できるのではないかと思う。租税についても、VAT（付加価値税）については韓国はいち早く導入したが、日本ではまだ実施されていない。

租税についてのフォローアップチームは今回で2回目である。

このような誠意に対して深く感謝する。

当方：一般コースについて何か意見があれば伺いたい。

張：コースの内容については、担当の財務部、国税庁に聴いてほしい。

当方：研修員が決定するまでのプロセスについて知りたい。

張：日本政府より受入希望についての調査票が送られ、割当国となった場合は、募集要領が送付されるので、これを財務部及び国税庁へ回付する。研修員の選抜については、財務部及び国税庁で行っている。

日本で実施される集団コースは、他国で実施されるものと比較して参加人数が多く、コースも多い。今後、希望することとしては、既に多くのコースがあり、これ以上コースの数を増やすことは困難であろうが、ハイテクなコースを新設してもらいたい。租税、麻薬といったコースが不要というわけではないが、韓国は1960年代の日本のように技術革新を行っていかねばならず、ハイテクのコースの必要性が高い。

当方：帰国後の研修員について活用策とか何か特別な方針があるのか。

張：なるべく経験を生かせる職場に配置することとしているが、帰国後何年間は辞職できないといった拘束規定はない。

当方：集団コースの中のプライオリティについてはどこが決定しているのか。

張：科学技術處で行っている。

当方：GI（General Information）については、現在3月末までに送付しているが、送付時期についてはどうか。

張 : 特に問題はない。

韓国では、他国で行われる研修に参加を希望する職員に対し、英語の試験を実施しており、60点以上とることが必要である。しかし、60点以上をとるような語学力のある職員は、政府留学生として海外の大学に留学してしまい、適格対象者が少なくなっているというのが現状である。特に、韓国の公務員は事務量が多く、長期間不在になることはなかなか難しい。また、1年以上の留学の場合は、欠員の補充があるが、1年未満の場合には欠員の補充が認められていないことから、研修に参加しにくい面がある。

対外技術援助事業（1988年度）

	訓練課程名	訓練機関	参加人員
1.	造林と山林保護	山林庁	10人
2.	農機	農村振興庁	10
3.	電子交換機運用	韓国電機通信公社	10
4.	米穀生産	農村振興庁	10
5.	高位政策立案者研修	延世大 学 校	5
6.	自動車整備	韓国職業訓練管理公団	12
7.	国土開発計画	国土開発研究院	10
8.	電子製品修理と組立	韓国職業訓練管理公団	10
9.	セマウル運動	セマウル運動中央本部	10
10.	船舶機関	韓国漁業技術訓練所	12
11.	漁撈	〃	13
12.	血清検査	延世大 学 校	10
13.	技術開発と移転戦略	産 業 研 究 院	12
14.	国家標準制度確立	韓国標準研究所	10
15.	経済企画	漢陽大 学 校	10
16.	農業用水管理	農業振興公社	10
17.	農村開発視察	農村振興庁	10
18.	加工食品品質管理	農水産物流通公社	10
19.	農村指導	農村振興庁	12
20.	薬物検査	韓国科学技術院	10
21.	中小企業育成	中小企業振興公団	10
22.	行政能力開発	中央公務員教育院	10
23.	工業所有権制度と運営	国際特許研修院	12
24.	輸出振興視察	大韓貿易振興公社	12
			約300名

2. スリランカ

スリランカにおける研修取扱い窓口は大蔵省外国援助局 (Department of External Resources) である。今回研修担当の課長が出張中で不在のため、課長補佐の Ms. N. Madanayake から事情聴取を行った。

募集要項 (GI) は当局から関係省庁へ送付されており、当セミナーについても、内国歳入庁に送付され、そこから研修員が選抜されている。

集団コースの中のプライオリティについては、当局で決定しているが、人選については各機関に委ねている。当局では GI や応募書類のチェックを行う程度である。

帰国した研修員に対しては、レポートの提出義務はないが、外国へ研修のため派遣された期間の4倍 (ただし最長7年) の期間拘束されるとの規定がある。

3. シンガポール

シンガポールにおける研修取扱い窓口である大蔵省人事局において、研修管理官の Ms. Tan Mui Ngoh と意見交換を行った。その内容は次のとおり。

当方： シンガポールが他国から研修員を受け入れて研修を実施することはないのか。

Tan： シンガポールが実施する研修はない。研修員を他国に派遣するだけである。

当方： 日本以外ではどこに派遣しているのか。その際の期間は。

Tan： 英国、米国、フィリピン (ASEAN) に派遣しており、いずれも1年以内である。

当方： 米国には具体的にどこに派遣しているのか。

Tan： ハーバード大学国際租税講座に派遣している。

当方： 研修員の派遣が決定するまでのプロセスはどうなっているのか。

Tan： JICA 事務所より大蔵省人事局に送付された応募依頼を当局より関係機関に回付している。

当方： 集団コースのプライオリティはどこが決定するのか。

Tan： 大蔵省のプランに従って当課がプライオリティを付している。

当方： 帰国研修員に何か義務が課されているか。

Tan： 帰国後のレポートを義務付けており、それには上司のコメントも添付することとなっている。プライオリティの決定にはこのレポートを参考にしている。

当方： 現在、GI を3月に送付しているが、研修に参加する候補者の選定上何か問題があるか。

Tan： 現状で良い。

当方： ここ2年間、一般コースに研修員を派遣していないのは何か理由があるのか。

Tan： 租税セミナーが参加研修員にとって有益であることは、レポート等からよく承知しているが、ここ数年、エンジニアのコースに重点を置いているからである。

(注 内国歳入庁には募集要項が送付されなかったようである。)

シンガポールの帰国研修員（一般コース）が提出したレポート

TRAINING REPORT

PART IA

Name

Ang Chiew Leng

TRAINING AND KNOWLEDGE ACQUIRED BENEFICIAL TO THE DEPARTMENT AND
THE RECOMMENDATIONS TO THE DEPARTMENT

The course was on the whole very useful as it provided valuable exposure to not only Japan's but also the tax systems of the other developing countries.

It also provided the opportunity for developing friendship and exchanging views with promising officers from as many as 21 different countries.

Among the many useful topics covered, the following are the more important ones:-

- (1) The self-assessment system
- (2) The withholding tax system for income from employment
- (3) Public relations and taxpayer assistance and education

The first two topics involve fundamental changes to the present tax system and a comprehensive feasibility study into the pros and cons of such systems and are inappropriate to consider at this time. My comments will therefore be confined to the third topic.

Japan has a more comprehensive program for public relations and taxpayer assistance and education than we have at the moment. This is probably because they operate a self assessment system and as a developed country has a larger budget.

No one can be expected to pay tax joyously but it is always possible to improve taxpayer co-operation by a combination of public relations measures and taxpayer assistance and education programs to be implemented preferably on a continuous basis throughout the year.

(1) Campaign Themes

In Japan, schedules are drawn up each spring for campaign themes throughout the year. Approximately 30 campaign themes are formulated, with 2 or 3 themes for each month.

For example, the theme for the filing month of March is:-

"Declarations for income tax returns must be made by
March 15" or

"Correct returns and tax payment within the specified
period"

Witty, short and catchy campaign themes are in my view very effective means of communication.

Another theme emphasises that taxes have been effectively spent and is achieved through the use of a poster depicting a pretty girl with a boomerang thrown by her returning to her. The poster reads:-

"Taxes have been making a U-turn which is
beneficial to you"

Such posters are useful reminders of the relationship between the payment of taxes and the benefits derived from public expenditure. To improve taxpayers' attitude towards payment of taxes it is important to make them realise that they are getting something in return for their tax money--schools, roads etc.

Such posters could be distributed to employers to be placed on notice boards of factories, offices or other places of business.

These short campaign themes could also be flashed in between television programs.

(2) Taxpayer assistance during the filing seasons

Explanations on the proper completion of tax returns may be made either in writing through newspapers and explanation leaflets or through radio and television programs.

I believe that a greater audience can be reached through the radio and television than through the written word as the written word is relatively more difficult to follow and is a less attractive means of communication.

The best method of explanation is a step-by-step approach, proceeding methodically through the return with plenty of examples of how to complete each section. The program should conclude with an example of a fully completed return. As this is a public service, it should not be too difficult to persuade such programs as the Chinese "Family Hour" to include such features. A large number of the public should then be able to follow through and complete their returns in the comfort of their own homes after office hours.

The mass media should also be used to publicise:

- (i) a list of the most frequently asked questions together with their answers
- (ii) the usual errors made in filing returns

This mass approach will also have the positive effect of reducing the number of duplicating telephone calls and interviews handled by the department on an individual basis.

There should also be a gentle reminder of the consequences of non-compliance.

(3) Dissemination of information through statements of practice, brochures, pamphlets etc

Preparation and distribution of brochures and pamphlets explaining the implications of changes in tax laws to those groups of taxpayers affected by the changes will reduce the incidence of non-compliance through ignorance.

At present, meetings are held with the Singapore Society of Accountants for clarification of some aspects of tax laws and printed explanations of tax amendments have been distributed. Such services may be extended to other taxpayers who cannot afford the services of tax practitioners. This can be achieved by printing the questions and answers elicited during the meetings and making these available to taxpayers who request to be placed on the waiting list.

We could also issue statements of practice on important issues.

(4) Tax education in schools

In the long run, the strategy should aim at developing a generation of future citizens who will not only understand the fundamental tax philosophy and will therefore be more prepared to accept the necessity of taxation but will also be able to prepare their own returns and calculate their own taxes. One of the measures is to include tax education as part of the school curriculum. In Japan, contests on tax knowledge are held for students.

It may require a long time to change a nation's attitude and there is also the inevitable ^{question} of costs but I believe that the long-term benefits of developing co-operative taxpayers will outweigh the short-term disadvantages of the increased costs of publicity and taxpayer education.

SUGGESTIONS TO IMPROVE THE COURSE

Too much emphasis was placed on the Japanese tax system. More time should be allocated to lectures on the needs of developing countries.

OTHER COMMENTS AND RECOMMENDATIONS (IF ANY)

Nil

D/6-1(p) Trng/Rep 1-10

EVALUATION OF TRAINING REPORT

Name & Designation of Supervisor/Head of Department	Mr Ng Keat Seng, Senior Assistant Commissioner of Inland Revenue 2 (Off)
---	--

Recommendations

Miss Ang has dwelt at length on the aspect of public relations and taxpayer assistance and education. She has discussed the various ways in which the Japanese have gone about improving relations with taxpayers, taxpayer assistance and education with the objective of improving their tax administration. We are aware of the usefulness of such programmes. The snag is that such programmes entail significant expenditure. Also, when compared with a much larger country like Japan, the returns per dollar of expenditure by us on such programmes could be much smaller. We are at the moment providing taxpayer assistance during the filing period in as much as available manpower allows. We also give talks at community centres on how to fill tax returns and other basic information about our tax system. Anyone having any questions can also call by telephone or in person to have his doubts cleared. The value of good public relations and provision of assistance to taxpayers to encourage compliance with the tax laws are well appreciated. As much as possible will continue to be done in these areas. Miss Ang should be an asset in whatever we will do in these areas.

Comments

It is apparent from the report that Miss Ang has benefitted much from the very well organised Seminar. The coverage of the subject matter is both wide and in good depth. This is reinforced by thesis writing assignments and field trips. The exposure to the modern and efficient tax administration of Japan and other tax administrations represented at the Seminar has definitely broadened her appreciation of the problems faced by tax administrations and the solutions which have either been tried or proposed.

The benefits of attending the Seminar cannot all be measured quantitatively. The additional knowledge gained and the exposure to new ideas and ways of doing things are invaluable for her career development. They also enable her to carry out her functions more effectively and confidently. These are good reasons to continue availing for officers of this Department all opportunities for the same or similar training in the future.

帰国研修員（上級コース）が提出したレポート

A REPORT ON
SEMINAR ON TAXATION
(SENIOR TAX PROGRAMME)
1985 - 1986

Duration : 30 Sep 1985 to 19 Oct 1985

Observations : (1) Lectures

Except for 2 lectures, all the remaining 6 lectures were delivered in English by the eminent Japanese speakers.

As can be expected most of the lectures dealt with various aspects of Japanese tax policy, tax administration and tax law. However there were 3 lectures which dealt with topics of general interest to tax administrators. The first one dealt with the important role played by tax policy in the economic development of a country. The second one dealt with the various methods of taxing corporate profits and their economic effects. The third one dealt with tax treaties between developing and developed countries. In this lecture the lecturer highlighted the difference in the important articles between the 1977 OECD Model convention, the 1980 UN Model convention and the 1981 Draft Model of US Income Tax Treaty. In the lecture on economic frictions, the lecturer, a former diplomat and a very articulate and urbane speaker, quoted at length from various magazine articles criticisms directed at Japan over its huge trade surpluses with Europe and USA. He dealt with the current trend of what he calls "Japan bashing" in a most succinct manner. He was able to counter most of the criticisms directed at Japan with quotations from international

magazine articles and statistics. To lessen the economic frictions he has proposed that Japan should internationalise its economy, open up its markets, increase assistance to LDC's and shift to more sophisticated industries.

In the lectures on Japanese tax policies and administration, the participants were told of the concern of the Japanese Government with the following issues :

- (1) the growing budget deficits;
- (2) the huge interest payments on the bonds issued to finance the deficits;
- (3) the high proportion of the national revenue (73.4% in FY 1985) that was raised through direct taxation;
- (4) the problems of an aging population; and
- (5) problems resulting from the internationalisation of its economy e.g. transfer pricing.

As a solution to lowering the proportion of the national revenue from direct taxation, the Japanese government is now toying with the idea of introducing an EEC type VAT.

The Japanese government has ordered a complete review of its taxation system to be carried out over a period of one year from September 1985. P.M. Nakasone has stated that the review should be guided by the following 5 principles :

- a Equity
- b Fairness
- c Simplicity
- d Freedom of choice
- e Revitalisation of the private sector.

(2) Round Table Discussions

For the second year running, the NTA has invited Mr James B Hom, The American Chinese Director of The Institute for Tax Administration of the Golden Gate University in Los Angeles, to chair the round table discussions. Before the discussion commenced on the each of the 2 topics, Mr Hom made some preliminary remarks on the topics concerned. This was followed by the presentation of each country's report followed by a question and answer session. At the conclusion of each topic Mr Hom summarised the common problems and offered some solutions.

Before opening the discussion on computerisation, Mr Hom said that many tax administrations are now at the cross-road in using technology to assist them in the collection of taxes. The problem common to all tax administrations is how to perform more work with less staff.

Altogether 6 countries - Indonesia, Japan, Korea, Singapore, Sri Lanka and Thailand - presented papers on computerisation. Pakistan submitted a country report on computerisation. However its paper was not presented as its participant had to be hospitalised for an emergency appendix operation.

The presentation of the Singapore paper elicited the following questions from the participants :

(1) Bangladesh

- a. Whether the liability to Singapore income tax is on a residential or global basis?
- b. What is the tax credit due to?
- c. He asked for examples of assessments with mixed tax rates?
- d. He asked whether losses could be carried forward or backward. If forward, are we using the computer to process the losses?

(2) Sri Lanka

- a Whether we have developed a system under which the computer picks out which returns are reliable and which are not?
- b Is the use of I. D. numbers compulsory?

(3) Malaysia

How does computerisation assist in widening the tax base?

(4) Thailand

The participant wanted to know more about the system under which taxpayers can pay their taxes through the Interbank Giro System and has requested from me for a write-up on it.

At the close of the discussion on computerisation Mr Hom made the following concluding remarks :

- 1 Computerisation involves very high start-up and maintenance costs.
- 2 There is a high turnover of computer staff.

- 3 Tax administrations have to deal with the problems of obsolescence of equipment.
- 4 They have to be concerned with areas of control and right of access to information.
- 5 There is a common concern with displacement of employment by computerisation.
- 6 All tax agencies want to own their computers.
- 7 Lack of capacity of equipment. Tax agencies must choose equipment with flexibility and where capacity can be expanded.
- 8 There is a common failure to perfect a manual system before phasing it into a computer system.

Visits to tax offices

The visits were conducted in a very formal manner -- introduction followed by a briefing and concluded with a reception. Only during our visit to the Osaka ADP Centre, were we taken on a tour of the premises i.e. the computer room.

In Japan only the clerical work of the self-assessed income tax, withholding income tax and corporation tax and management work of taxpayer's accounts are computerised.

The self-assessed income tax, corporation tax and taxpayers' accounts systems are batch systems using punch cards. In the Osaka Regional Tax Bureau, the cards from the 83 taxation offices are contracted out to private companies for key-punching. The cards are then transported by trucks to the Osaka ADP Centre for processing by 2 Hitao M-240H mainframe computers with 4MB each. In this unit there are 2 console display units, 20 magnetic tape stations, 4 magnetic disc drives, 7 line printers and 2 card readers. One of the printers is used to produce print-outs with Chinese characters in respect of salaries and personal particulars. The output data are then transported by trucks to the departments or divisions concerned.

In the on-line system for withholding income tax, each of the 83 taxation offices is equipped with video data terminals with line and serial printers. The terminals are connected to the Osaka ADP Centre by specially laid communication lines. At the ADP Centre the information is processed by a Hitac M-240H mainframe computer with 12 MB. In this unit there are 6 magnetic tape stations, 7 magnetic disc drives, 1 line printer, 1 card reader, 1 console display unit and 4 video data terminals. At the departments or divisions concerned, access to the master file is by means of 14 video data terminals with 14 printers.

The Osaka ADP Centre is manned by tax officers who are trained to do EDP work. They are assisted by EDP personnel from private companies.

Conclusion :

As far as computerisation is concerned Singapore is at a more advanced stage of development than all the other 6 countries in that both the assessment and collection functions have been computerised and we are now in the process of upgrading our system to a database environment. Many of the countries such as Sri Lanka and Japan are hampered by the lack of a unique tax payer identification number. In Japan we are told that the

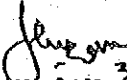
taxpayers are against the assignment of such a unique numbers to them by the NTA.

As for the lectures, they do give us an insight into the important role played by tax policies and an effective tax administration in the economic development of Japan. They also expose us to the current problems confronting the Japanese economy in general and the tax administration in particular.

The tight schedule and the 16 hours of lectures as opposed to the 8 hours of discussion of this the 12th Seminar (Senior Programme) were subjects of comment by the participants from Bangladesh, Korea and Sri Lanka during the evaluation sessions before the Commissioner, NTA, as well as before the JICA Training Officer.

During a private conversation Mr James B Hom disclosed to us that JICA has in fact wanted to scrap the Senior Programme as they thought that it has outlived its usefulness. NTA on the other hand wanted the programme to be continued. Perhaps the tight schedule and the 4 days of lectures were drawn up by NTA in order to convince JICA to continue with the Programme.

In conclusion I would say that I have benefited both from the lectures as well as from the round table discussions. The visits to the various taxation offices provided me with an opportunity to meet with and exchange ideas with our colleagues in the Japanese tax administration.


JOHN LAM 30.10.85.
ACIR 2 (P & S Br)(LD)

Evaluation of Training Report

Name and Designation of Supervisor/Head of Department

Ng Keat Seng, Senior Assistant Commissioner (Off.)

Comments

The objective of the seminar is to introduce senior tax officials to the Japanese tax system and tax administration, and to exchange information and views in the field of taxation through lectures, discussions, observation trips, etc. From the trainee's report, it is clear that the objective has been fully met, given the emphasis on lectures on relevant topics (4 days), round table discussions (2 days), briefings by tax officials at the National, Regional levels and observation trip to the Osaka ADP Centre (3 days).

2 The participation in the seminar has served to widen the knowledge of Mr Lam in various areas of tax policy and administration. The exposure to the Japanese tax system and opportunity to observe at first hand certain aspects of the operations of the Japan Tax Administration is valuable to the on-going process within the Department of looking for ways to improve on what we are doing. Participating in the round table discussions has enabled him to share in the experience and the wisdom gained from the practice of the other participants who are all senior tax officials. Through the discussion on the paper he presented on our computerisation programme, critical feedback is obtained which will be useful in our decision from time to time on the types of functions which we want our computers to take over. The discussions also draw attention to the limitations and problems of using computers in tax administration.

3 Participation at the seminar continues to be a valuable source of training for our senior officials. The need to expose our officers to other tax systems and the operations of other tax administrations cannot be over-emphasized. In fact, such exposure is among the more important ingredients if we are to keep up with changes and remain capable of coping with greater demands. Consequently, it is urged that we should continue to make use of every opportunity for this form of training.

Ⅲ. 帰国研修員所属先における調査結果

1. 帰国研修員及び所属機関幹部の意見(要約)

(1) 上級租税コース参加者の意見

① 総合評価

セミナーへの参加は貴重な体験であり、帰国後の執務に非常に有益である。

② 実施時期と期間

現状のように、秋に2～3週間程度が望ましい。

③ 参加国・参加者数

10～20名程度が望ましい。

一部に、開発途上国ばかりでなく、先進諸国からも参加者を得て討議内容を充実させてはとの意見があった。

④ 対象者の範囲

現状のように、課長クラス以上が望ましい。

但し、韓国では、幹部は多忙につき、課長補佐クラス以上として欲しいとの要望があった。

⑤ 配布資料・教材

より多くの資料(特に最近の英文のもの)を希望する。

⑥ 最も有益であった項目

・ Round Table Discussion

・ 地方国税局等視察(註現場を見ることには強い希望がある。また、シンガポールでは、地方局署がないため印象的であっとする者が多かった。)

⑦ 上級コースの中心テーマである討議について

・ 税務上の諸問題について他国の参加者と意見交換できたことは極めて有益である。

・ 議長を選任するにあたっては、適性に充分配意してほしい。

・ 現状は二つのテーマが設定されているが、それ以外に討議したいテーマがある。

・ ペーパーの早期配布をしてほしい。

⑧ 帰国後のアフターケアについて

・ 帰国研修員を対象としたセミナーを日本で開催してほしい。

・ 日本の税制・税務行政に関する最新の情報を送付してほしい。

⑨ その他の提言

外国人講師の招聘を増やしてほしい。

(例. 付加価値税について韓国から講師を招聘する)

(2) 一般租税コース参加者の意見

① 総合評価

- ・セミナーへの参加は貴重な体験であり、帰国後の執務に非常に有益である。
- ・セミナーで得たことを基に多くの改善意見を提案した。
- ・日本の税務職員や他国の研修員との友好は長く継続している。
- ・コーディネーター制度やコースリーダー制度は研修を受けるうえで非常に有用であった。

② 実施時期と期間

現状のように、秋に約3か月程度が望ましい。

③ 参加国・参加者数

20～30名程度が望ましい。

1か国1名との意見がある一方、韓国では2名（財務部及び国税庁から各1名）参加したいとの要望があった。

参加国間の税務行政の差が著しい場合には、同時に集団研修を実施することは難しいとの意見が出された。また、日本の税務職員を研修員として参加させていることを評価する意見もあった。

④ 研修対象者

ある程度の経験のある調査官クラスが望ましい。

⑤ 配布資料・教材

現在の教材は充実しているが、視聴覚教材をより多く活用すると良い。

⑥ 最も有益であった項目

	韓 国	スリランカ	シンガポール
・申告納税制度	○	○	○
・コンピュータ化	○	○	○
・外人講師による講義	○	○	○
・青色申告制度		○	○
・源泉徴収制度		○	
・国際課税	○		
・職員研修	○		
・広報活動と納税者教育			○
・論文作成			○
・地方国税局等視察			○

⑦ 帰国後のアフターケアについて

- ・帰国研修員を対象としたセミナーを日本で実施してほしい。
- ・日本の税制・税務行政に関する最新の情報を送付してほしい。

⑧ その他の提言

- ・ 講義はなるべく英語で行うようにしてほしい。
- ・ 討議の時間を増やす。
- ・ 来日前に日本語のレッスンを受けたい。
- ・ 理論より実践の重視（具体的には、税務署で職員と一緒に仕事をする等）

(3) 上級管理者の意見

① 総合評価

- ・ 各国とも本セミナーは極めて有意義であるとの認識では一致している。
- ・ 日本はもちろん、他の参加国の税制・税務行政に関する情報を入手することは有益である。

② 研修員の選抜

- ・ 各国とも将来の基幹要員となる優秀な職員を派遣している。
- ・ (注)韓国では選抜に際して英語のテストを実施しているが、各国とも人選には慎重な配慮を払っているように認められた。

③ 帰国研修員に対する処遇

- ・ 可能な限り経験を生かせる職場に配置されているほか、幹部要員として養成されている様子がうかがえた。

(参 考)

一 般 コ ー ス

国 名	年 度	氏 名	研修当時の職名	現在の職名
韓 国	1973	Mr. Chang Se-Won	財務部税制局国際租税課	国税庁国際租税第一課長
	1976	Mr. Lee Hang-Kyu	南大門税務署法人税課長	国税庁法務担当官
	1979	Mr. Huhn Gun Ro	国税審判所審査官	財務部国有財産課長
	1981	Mr. Nam Koong, Hoon	国税審判所審査課長	財務部所得税制課長
スリランカ	1970	Mr. T. Ratnasundram	内国歳入庁上席賦課官	内国歳入庁法人税部長
	1979	Mr. Ki Suseelar	ジャフナ税務署上席賦課官	内国歳入庁 コンピュータ課長
	1979	Mr. A.M.C. Munasinghe	コロンボ税務署上席賦課官	内国歳入庁源泉所得税課長
	1980	Mr. P.P.D.P. Karunasekera	ラトナプーラ税務署 上席賦課官	内国歳入庁調査課長
シンガポール	1969	Mr. Tan Keng Seng	内国歳入庁 上席調査官	内国歳入庁 次 長
	1969	Mr. Yee Fook Hong	内国歳入庁 上席調査官	内国歳入庁 法人税部長
	1970	Mr. Tan Boen Eng	内国歳入庁 上席調査官	内国歳入庁 次 長
	1971	Mr. Kim Kiang Wah	内国歳入庁 上席調査官	内国歳入庁法人税部次長
	1973	Mr. Chow Tien Choong	内国歳入庁 調 査 官	内国歳入庁 課 長

国名	年度	氏名	研修当時の職名	現在の職名
	1973	Mr. Wong Yoke Keong	内国歳入庁調査官	内国歳入庁課長
	1975	Mr. Vankataraman Subramaniam	内国歳入庁上席調査官	内国歳入庁課長
	1977	Mr. Chia Chong Sing	内国歳入庁調査官	内国歳入庁調査査察課長
	1977	Mr. Loo Swee Wah	内国歳入庁調査官	内国歳入庁課長
	1978	Mr. Ong Tai Lim	内国歳入庁調査官	内国歳入庁 所得税部業務課長

上級コース

国名	年度	氏名	研修当時の職名	現在の職名
韓国	1977	Mr. An, Chang-Sik	財務部国際租税課長	光州地方国税庁長
	1979	Mr. Choi Byung-Youn	光化門税務署長	国税庁消費税課長
	1981	Mr. Cho Joong Hyung	国税審判所審判官	ソウル地方国税庁長
	1982	Mr. Yang, Mahn Ki	国税審判所副審判官	財務部経済協力局 外国投資政策課長
	1983	Mr. Kim Chong Sang	税務大学校主任教授	国税庁企画予算担当官
スリランカ	1982	Mr. W.M.P. Weerasinghe	内国歳入庁調査部長	内国歳入庁長官
	1985	Mr. A.M. Jayasekera	内国歳入庁組織部長	内国歳入庁取引高税部長
	1986	Mr. T. Ratnasundram	内国歳入庁法人税部長	内国歳入庁法人税部長
	1987	Mr. C.G. Perera	内国歳入庁 メトロポリタン部長	内国歳入庁 メトロポリタン部長
シンガポール	1974	Mr. Tan Boen Eng	内国歳入庁課長	内国歳入庁次長
	1975	Mr. Tan Keng Seng	内国歳入庁課長	内国歳入庁次長
	1976	Mr. Pak Koi Yong	内国歳入庁課長	内国歳入庁法人税部次長
	1977	Mr. Yee Fook Hong	内国歳入庁課長	内国歳入庁法人税部長
	1981	Mr. Goh Khee Kuan	内国歳入庁課長	内国歳入庁徴収部長
	1982	Mr. Krishna Dass	内国歳入庁課長	内国歳入庁法人税部次長
	1983	Mr. Robert Kang	内国歳入庁部長	内国歳入庁調査査察部長
	1984	Mr. Chia Chong Sing	内国歳入庁課長	内国歳入庁調査査察課長
	1985	Mr. John S. Lam	内国歳入庁課長	内国歳入庁起訴訴訟課長

④ 今後のセミナーへの参加意向

一般コース・上級コース共に継続参加希望が極めて強い。

⑤ その他の要望

セミナーへの参加と同時に日本から専門家を派遣して欲しいとの要望があった。

2. 国別意見

(1) 韓国

3月2日(金) 金 国税庁企画管理官

(崔 行政管理担当官, 張 国際租税1課長 同席)

会談内容のうちセミナーに関連する部分は次のとおり。

金 : 租税セミナーは極めて有益である。最近では税制については直接利用された例はないが、広報、指導、訴訟、審理、通達などについては大変参考になり、重点を置いている。例年、優秀な職員を派遣しており、帰国後は各分野で活躍している。趙ソウル国税庁長(1981年上級コースに参加)を始め、幹部の中には当セミナーの修了生が数多くいる。

当方 : 韓国では租税制度も確立されており、税務行政も進んでいるので、当セミナーに参加する意義は少なくなっているのではないかと懸念しているが。

金 : 韓国では目下、コンプライアンスの高揚、納税者に対するサービスの向上を図っており、その面では非常に有益である。

また、職員が外国へ行く機会は少ないため、こうした機会に諸外国の税制、税務行制に関する知識を得、視野を広めることができ有益である。

当方 : 上級コースについては、ここ2年間募集をしたにもかかわらず、応募がなかった。何か理由があるか。

金 : 資格要件に課長以上とある。しかし、課長クラスは忙しく3週間席を空けることはできない。昨年はある税務署長が参加を希望したが、多忙のため断念した。資格要件を筆頭課長補佐クラス以上に緩和したらどうか。

3月2日(金) 趙 ソウル国税庁長

(崔 行政管理担当官 同席)

趙 : 1981年審判所審判官であった時上級コースに参加した。当時、最初の1週間は各研修員の発表と、主税局職員の発表を行い、残り1週間は、東京国税局や大阪国税局等の視察を行った。

討議は大変有意義であった。各国に知り合いができ、アジア税務長官会議(SGAT-AR)の席で会うこともある。また現在でも、スリランカとマレーシアの局長クラスの人と文通している。

なお、1982年韓国の付加価値税(VAT)について本セミナーで外部講師を勤めたことがある。

当方 : 上級コースについては、討議方式を中心に置いているが、これについて何か御意見があれば伺いたい。

趙：テーマを決めずに、各研修員が自国の問題を発表して、それに基づいて討議するのが良い。韓国は付加価値税を導入しているの、これについて発表すれば、インドネシア等VATを導入している国々と問題点を討議することができる。

なお、討議時間が短いので、事前に準備をしておくことが必要である。

討議以外では、外人講師であるオールドマン・ハーバード大学教授の講義が印象に残っている。

当方：一般コースの帰国研修員についてはどのような点に効果が現われているか。

趙：私が上級コースに参加した当時は、韓国からは一般コースに2名参加していた。その時の印象としては、他の国の研修員に比べて英語の能力が低かったの、100%の効果は得られなかったと思う。

しかし、韓国では、一般コースも重要視しており、例年、優秀な職員を派遣している。

当方：韓国では租税制度が整っているの、一般コースへの参加の必要性がなくなっているのではないか。

趙：税に関する知識を得るのはもちろん重要であるが、それ以外のいろいろなことを学ぶことも有意義である。セミナーに参加して、他国の研修員と一緒に生活することは有意義である。一般コース、上級コースともに今後も継続して参加することを強く希望する。

3月2日(水) 財務部 李鐘敏国際租税課長

(崔 国際租税課員 同席)

李：従来からこの研修についてはハイレベルの職員が参加している。帰国後は課長等に昇進している者も何人かいる。財務部の中では、国際金融の担当者は海外で勉強する機会が多いが、それ以外はほとんどないのが現状であるから、日本で行なわれる研修に参加することは非常に有益である。

韓国ではVAT(付加価値税)が導入されて10年になる。税率は10%であり、税収は約30%を占めている。現在間接税の割合が約6割と高くなっているの、将来の税制改革では間接税の割合を低くする方向にある。

ところで、JICAでは、本コースの割当人員を増やす考えはないのか。3年前までは、韓国の割当数は2名であり、財務部と国税庁から1名ずつ参加していた。現在、割当が1名となってしまったので困っている。

当方：日本の外務省の方針としては、幅広く各国から受け入れたいとしているの、1国から複数名受け入れることは難しい。上級コースと一般コースの2つのコースがあるので、その振り分け等で対処してもらいたい。

李： 上級コースについては、応募要件に課長クラス以上とある。しかし、課長クラスは忙しく、特に秋は国会もあり、たとえ2週間であっても席を空けることは難しい。課長になる直前の補佐ではどうか。

私は、審判所にいた時に上級コースに参加した。審判官には課長クラスの者がいるため参加することは可能である。

当方： 資格要件として、課長クラス以上をあげているが、実際は弾力的に運用しており、筆頭課長補佐クラスでも受け入れた例があると記憶しており、検討することとする。

3月4日(金) 北仁川税務署 林 香淳署長

林： 当署は仁川市の西区と北区を管轄しており、職員数は118名である。本日は、ちょうど人事異動の発令があり、およそ40%の職員が異動した。職員は平均約2年で異動している。

私は1979年に一般コースに参加した。東京国税局を視察した際に電話と面接による税務相談が印象的であった。また、麴町署を視察した際に納税者用の応接セットが多かったことが印象的であり、これらについては当署でも納税相談室の改善に活用しており有益であった。本年はオフィスの環境改善を図っており、椅子の色を従来の黒から明るい青や赤に変えたところである。

当方： 税務執行上何が現在問題になっているのか。

林： VATについて、製造業者等については問題はないが、サービス業、特に飲食業のうち、租税回避をしている納税者がいるなど問題点がある。当署管内には輸出産業が多く、輸出物品に対しては、付加価値税は零税率が適用されるため、前段階において課税された税額が還付されることになる。近年、この還付額が急増してきており、実質税収が減少していることが大きな問題となっている。

当署の概況は次のとおりである。

北仁川税務署

1. 管内概況

沿革	1954. 7. 1	仁川税務署から分離独立
	1983. 2. 1	北仁川税務署 改構
	1984. 4. 30	現庁舎に移転
組織	5課15係	
	118名	(一般職107, 雇傭職11)
管轄	仁川市北区, 西区	
	人口	63万人

面積 95 km²

税 収 1987年実績 2,094億ウォン(1ウォン≒0.19円 1986年平均)
1988年見込 2,040億ウォン

2. 当署の特殊性

- 輸出工業地域
- 大法人集中地域
- VAT還付税額急増……実質税収が減少
- 新規休廃業が頻繁

3. 対納税者サービスの改善

1987年度 第一次改善計画

- 銀行窓口を目標とした税務相談室の環境改善
- 障害者用施設の完備等

1988年度 第二次改善計画

- 各課事務室の環境改善—— 権威主義の一掃
- 遠距離、零細納税者のため郵便申告制の実施
- 電話による相談、郵便による相談の拡大等

4. 税務行政の基本方針

- 自主納税の推進
- 税務調査の大幅縮小

(2) スリランカ

3月8日(火) 内国歳入庁長官 Mr. W. M. P. Weerasinghe

(取引高税部長 Mr. A. M. Jayasekera 同席)

長官： 私は13代目の長官である。1982年に上級コースに参加した。日本以外ではハーバード大学の国際租税講座に留学したことがある。

スリランカでは1982年にコンピュータ化を実施したが、いろいろと失敗がある。昨年、Turnover Tax (取引高税)についてコンピュータ化を実施したところである。現在採用している機種は、米国の「WANG」社製のものである。日本のメーカーのものは、現在のところ、ハードのみしか供給されずソフト面のサービスに問題があるため採用していない。現在ADPの要員は25人であり、中には日本でのコンピュータの研修に参加した者もいる。現在、数人がカナダ、オーストラリアでのコンピュータ研修に参加している。

コンピュータの装置は本庁のみに設置されており、17台の端末機がある。インプットミスが多いようである。

申告状況は約50%ぐらいか。記帳状況は良くない。

利子及び配当については源泉徴収制度を導入しており、今後、弁護士に対する支払等にも拡大する方向にある。給与についても源泉徴収を行っており、「Pay-as-You-Earn Scheme」という制度がある。これは、雇用主は従業員に給与を支払う際に所得税額を源泉徴収するという規定である。しかし、年末調整制度はないため、雇用主が過納額を還付することはなく、控除税額の証明書を発行するだけである。

ところで、当セミナーは大変有益である。日本が申告水準を向上するために実施している広報、納税者教育等は参考になる。

昨年是一般コースの研修員については内定していたにもかかわらず、募集がなかった。

当方： 国税庁側では割当国とするよう強く外務省に働きかけたところであるが、アフリカ、中南米からも広く研修に参加させるという外務省の方針により、残念ながら割当国とはならなかった。

長官： 一般コース、上級コースともに継続して参加したい。

当方： 日本以外で海外の租税セミナーに参加しているのか。

長官： 米国ハーバード大学国際租税講座、ゴールデンデイト大学税務行政研究所に毎年派遣している。この他、西独政府が実施している租税セミナーへも派遣している。部長クラスには米国に留学したことのある者が多い。

(注) 1986年度の海外派遣者は次のとおり。これは事務年報書に掲載されている。)

Participation at the Seminars and Meetings abroad

- (1) Sri Lanka is a member of the Commonwealth Association of Tax Administrators (CATA) and is also a member of its management committee. Mr. Hugh Moigoda, Commissioner General, attended the management committee meeting held in London in May, and in Ottawa, Canada, in September.
- (2) Mr. H.F. Delgoda, Commissioner, attended a Seminar on Double Taxation held at the University of Sherbrook, Montreal, Canada.
- (3) Mr. A.M. Jayasekera, Commissioner, attended the 7th Technical Conference of CATA held in Ottawa, Canada in September.
- (4) Mr. T. Ratnasundaram, Commissioner, attended a Seminar on taxation at the Japan International Co-operation Agency, Tokyo, Japan.

Training abroad

11 officers were sent abroad for training for periods varying from 3 to 11 months. Particulars of the training received by them are as follows :

- (1) Mrs. D.A. de Silva, Deputy Commissioner, followed a course on Public Finance at the International Monetary Fund in the U.S.A. This course was organised and funded by the IMF.
- (2) Mr. S.H. Gunawardene, Senior Assessor, followed an advanced management course for Tax Officers, organised by CATA at the Royal Institute of Public Administration which was funded under the U.K. Technical Assistance Programme.
- (3) Mrs. S. Sridas and Mr. S. Dissanayake, Senior Assessors, are following a course on Tax Administration, at the Harvard University, U.S.A. This course is funded under the United Nations Development Programme.
- (4) Messrs B.H. Dayaratne and H.B. Gunadasa, Senior Assessors, followed a course on Tax Administration at the Golden Gate University, Los Angeles, California, which was also funded under the United Nations Development Programme.
- (5) Messrs J.K. Premaratne and A.A. Wijepala, Senior Assessors, followed a course on Tax Auditing and Investigation at the German Foundation for International Development, West Berlin.
- (6) Messrs P. Wickramasena and S.K. Hewawasam, Assessors, followed the Commonwealth Tax Officer's course at Alexandra House, London.
- (7) Mr. K.L.S. Silva, Assessor, followed a course on Direct and Indirect Taxation in Japan, organized and funded by the Japan International Co-operation Agency.

3月9日(木) キャンディ税務署 署長 Mr. V. Balakrishnar

署長： 当署はキャンディ地区を管轄しており、職員数は55人である。所得税の納税者は約10,000人であり、コロンボ地区を除く地方税務署の中では最も職員数、納税者数が多い。

当署の上級賦課官であるMr. P. Ubeyisiriが1984年に一般コースに参加した。大変有意義な研修と聞いている。なお1988年度の一般コースの研修員には当署の徴収課長であるMr. Kaluaratchiが既に内定している。

(スリランカではここ20年間毎年当セミナーに研修員を派遣しているため、募集要項が送付される前から、非公式な人選なり、応募なりが行われているようである。)

(3) シンガポール

3月12日(土) 内国歳入庁次長 Mr. Tan Boen Eng

(次席次長 Mr. Tan Keng Seng 同席)

Tan： 私は1970年に一般コース、1974年に上級コースにそれぞれ参加している。十数年以上も前であるが、当時の事は強く印象に残っている。

ここにいる次長のMr. Tan Keng Sengは1969年に一般コース、1975年に上級コースに参加している。

当セミナーの参加者は帰国後、各々昇進しており、各職場で活躍している。以前、一般コースについては複数参加していたが、最近は人数が減ったようである。

当方： ここ2年間一般コースについては、研修員の派遣がないが何故か。

Tan： 募集要項が回付されて来なかったため、参加できなかった。内国歳入庁では当セミナーは大変有益であると考え、毎年、是非参加したいと思っている。

当方： シンガポールでは租税制度が確立されており、税務行政も効率的に実施されているため、セミナーに参加する意義が薄れてきているのではないか。

Tan： 内国歳入庁では職員の資質の向上をたえずはかっており、このような研修に参加し、他国の税制や税務行政を学ぶことは大変有意義であると考えている。

上級コースでは、討議が一番印象に残っている。会議等で当時の参加者に会うことがある。

当方： 貴国で開発途上国を対象としたセミナーを開催したことがあるか。

Tan： フィジー、バングラデシュ、マレーシア、タイから研修員を受け入れている。また、ネパール、スリランカの職員を実際に職場で受け入れて研修させている。

IV まとめと提言

1. まとめ

(1) 以上のように当セミナーは総合的には極めて高い評価を得ており、実施時期と期間、参加国数、参加者数、研修対象者については概ね現状を可とする意見が多かった。

(2) 帰国後のアフターケアについては、帰国研修員を対象としたセミナーを日本で開催してほしいとの意見が主として一般コースの研修員から出されたが、これは各国とも多くの職員がこのセミナーへの参加を希望しているにもかかわらず、参加できる職員が1名と限定されていること、また実施機関側にとっても予算の制約があることから、その実現は極めて困難と思われる。

しかし、他の集団研修コースで採用されている、いわゆる第三国研修を研修期間内に実施することにより、帰国研修員の参加を認める方法や、特定テーマについて専門講師を巡回派遣させる等参加国の具体的要請をふまえて、アフターケアのあり方について幅広い角度から検討する必要があると考える。

(3) 日本の税制・税務行政に関する最新の情報を送付してほしいとの要望については、各国とも従来から送付された資料が必ずしも必要な部署に送付されていない等保管活用の方法に改善の余地があるように思われたが、我が国としても今後とも積極的に公表資料の送付に努める必要があると思われる。この点に関しては、韓国の当事者との間では、双方の駐在大使館員によりの確に資料の収集に努めることで意見の一致をみた。

なお、英文資料に限られていることもあり、和文を英訳して送付することが肝要と考えられるので、そのための予算的措置を提言したい。

(4) 外国人講師（現在、米国の大学教授2名）の招聘を増やすとの意見については、予算等実施上の制約があり、今後の課題とせざるをえない。

また、発展途上国からの講師の招聘については、発展途上国が現在抱えている問題解決の一助にしたいという切実な問題意識から出たものと考えられる。付加価値税のように我が国には導入されていない制度等特定のテーマについて参加国から講師を招聘することも検討する必要があるが、当面は上級コースについては、討議テーマの選択の際考慮すれば良いと考えられる。また、一般コースについても、同時開催の上級コース参加者の中から講師を依頼することや、参加研修員自身を発表者として討議させること等研修内容の工夫改善によっても十分対応できるのではないかとと思われる。

(5) 英語での講義を増やすことについては、税務という特殊な分野でもあり、困難な点もあるが、今後とも逐次増やす方向で検討したい。

(6) 討議の時間を増やすことについては、現在はカントリーレポートの発表、論文作成・発表及びまとめの時間等で討議の場を設けているが、更に主要講義やテーマについては、質疑時

間のほかには討議時間を設ける等カリキュラムの編成・講師との協議等にきめ細かな配慮をして要望に応えることが必要である。

- (7) 地方国税局等の視察を評価する意見が比較的多かったが、これは現場を実際に目で見ることにより、講義内容をより具体的に理解するうえで極めて有意義であるばかりでなく、同じ税務職員として、現場の状況を直接肌で感じとることができるためと考えられる。今回の巡回指導の際も各国の局署の現場を視察したが、我が国との共通点、相違点を知り、各国の抱えている問題点やセミナーへの要望・意見を聴取・理解するうえで、非常に参考になったことと全く同様と思われる。

局署の視察については、従来から規模の異なる複数の署を選定し、各税事務のうち特徴のある部門において重点的に説明する等種々工夫を重ねてきたところであるが、今後とも事情の許す限り研修員の具体的な関心事について十分視察できるよう配慮する必要がある。

- (8) スリランカ、シンガポールでは帰国研修員による同窓会が組織されていたが、研修内容の全く異なるコースの研修生の横断的会であるため、その活動は必ずしも十分といえないが、今後は、フォローアップ事業の一環として継続的に会活動を支援し、事業団の協力組織として活用することが重要な課題と考えられる。

特に、租税セミナーについては、特殊な分野であり、各国内の帰国研修生の連帯感を醸成するだけでなく、各国間の研修生が帰国後も相互理解が深められるよう定期的に情報交換できるような国際的な連携システムを是非研究する必要がある。このため、現在国税庁で作成配付している帰国研修生名簿を拡充し、その有効活用を図ることから始める必要がある。

2. 提 言

我が国におけるODA（政府開発援助）全体に占める技術協力総額の割合は、約15%にすぎず、その技術協力の分野でもハイテク等と比して税務行政は地味な存在であると言えよう。

しかし、財政赤字、経常収支不均衡等数多くの問題を抱える開発途上国にとって、財政基盤の確立、すなわち租税収入の確保を図ることは至上課題であり、租税制度の確立、効率的な税務行政の運営についての技術協力を行う本セミナーの意義は極めて大きいものである。

近年、脚光を浴びているNICS（韓国、香港、台湾、シンガポール）等においては、経済が発展しており、租税制度もある程度整備されているが、人材の育成という観点から見れば未だ需要が強く、特に日々進歩の著しいコンピュータを利用した税務行政については、我が国に期待するところが大きい。

また、日本を含む先進国と開発途上国との間、あるいは開発途上国相互間で、税金摩擦が生ずるケースが増加してきており、各国税務当局の現状と問題点についての情報を随時入手する必要性が高まってきている。

かかる情勢のもとで本セミナーを実施し、適正なる国際租税のあり方について情報交換を行

い、各国の税務当局間の相互理解を深めることは、極めて重要なことである。

よって、今回のフォローアップで得た貴重な意見を参考として本セミナーのより一層の充実化のため以下の提言をしたい。

1. 参加国のレベルの均一化を図るため、割当国の選定に当ってはバランスを充分考慮する。
2. セミナーの実施に当ってはテキストを出来るだけ前広に配布し、講義は補足程度にとどめ、討論の時間を十分に確保する。

また、実際に各国の抱える問題点について取り上げ、その討議を通じて解決の道を探るなど実践的な討議を行う。

3. 英語での直接講義を多くするよう検討するとともに、止むをえない場合は講義者と通訳者の事前打ち合わせを密にしコミュニケーションの円滑化を図る。
4. 視聴覚教材を一層充実し、講義の活性化を図る。
5. 視察に当っては、単なる概況説明にとどまらず、プラクティカルな面を重視する。なお、現場における税務職員との意見交換の場を広げる。
6. 帰国研修員に対する資料の送付をはじめ、幅広い情報交換を含めたフォローアップを行う。

V 各国の租税制度，税務行政の現状

1. 韓国の租税制度と税務行政

(1) 韓国の租税制度

韓国の租税制度は，国税として所得税，法人税，相続税，贈与税，再評価税，不当利得税などの直接税と，付加価値税，特別消費税，酒税，電話税，印紙税，証券去来税などの間接税があり，さらに目的税である防衛税，教育税がある。

次に地方税として住民税，自動車税，取得税，登録税，免許税，財産税，農地税，屠畜税，馬券税，土地過多保有税などの普通税と，都市計画税，共同施設税，事業所税などの目的税とがある。

関税を除く国税収入総額中に占める各税の割合は，1986年（実績）において，所得税が17.7%，法人税が11.8%，付加価値税（32.4%）を含む間接税が50.8%，防衛税が12.5%であり，直間比率は3：5となっている。間接税の割合が高いため，直間比率の見直しが検討されている。

所得税は，居住者の総合所得（利子所得，配当所得，不動産所得，事業所得，雇用所得及びその他所得からなる。）退職所得，譲渡所得及び山林所得に課税される。税率は6%～55%の累進税率が適用される。課税年度は暦年で，翌年の2月1日から2月末日の間に確定申告をするとともに，2月末日までに納税しなければならない。不動産所得，事業所得，山林所得については緑色申告者となることができ，これは我が国の青色申告と同様に一定の特典がある。

なお，利子，配当，給与，退職金，報酬・料金等については所定の税率により源泉徴収しなければならない。

(2) 韓国の税務行政

韓国では日本の大蔵省に相当する財務部があり，その内局として，税制の企画，立案を行う税制局がある。税制局には，総務課，直税課，間税課及び国際租税課の4課が置かれている。

税務行政の執行面を担当しているのが，国税庁である。1948年11月に財務部の内局として司税局が設置され，1966年3月に国税庁として発足した。国税庁の長は国税庁長と呼ばれ，その下に次長が置かれている。国税庁は企画管理官室，資料管理官室，監査官室の3室，徴税審査局，直税局，間税局，国際租税局，調査局の5局からなっており，税務公務員教育院，技術研究所の付属機関を有している。

この他，地方部局として，全国に六の地方国税庁があり，その基に113に及ぶ税務署がある。

1986年5月に外国人税課を，国際租税局に拡大再編成し，1987年2月に国税庁長の直

属のポストとして国際租税調整官（地方国税庁長クラス）が新設され、急速な国際化に対応した組織編成を行っている。

職員数は全体で14,878人（1988年1月31日現在）であり、内、本庁が1,154人、地方税務官署が13,598人である。

(3) ADP化の概要

① ADP化の経緯

韓国では、年々増える課税資料を処理するために、1970年に本庁に電算機を設置した。当初は、事務量の削減を目的としたものではなく、住民登録番号、事業者番号の登録等について集中処理を行うことから開始した。

1977年に付加価値税が導入されたことから、付加価値税における収入と税金計算書（請求書）をコンピュータ処理することとなった。

1983年よりADP化の第1次4ケ年計画を実施し、税額の計算、調査対象の選定、課税資料統計の分析、通常業務の電算化を進めてきた。1988年よりADP化の第2次4ケ年計画に着手し、あらゆる分野にコンピュータを導入し、税務行政における効率的な運営を図ることとしている。

② ADPの機構と人員

(イ) 機 構

ADP化を所掌しているのは資料管理官であり、この下に管理、運営、開発を行う管理担当と所得資料、法人資料、付加価値資料の処理を行う処理担当の2課が置かれている。

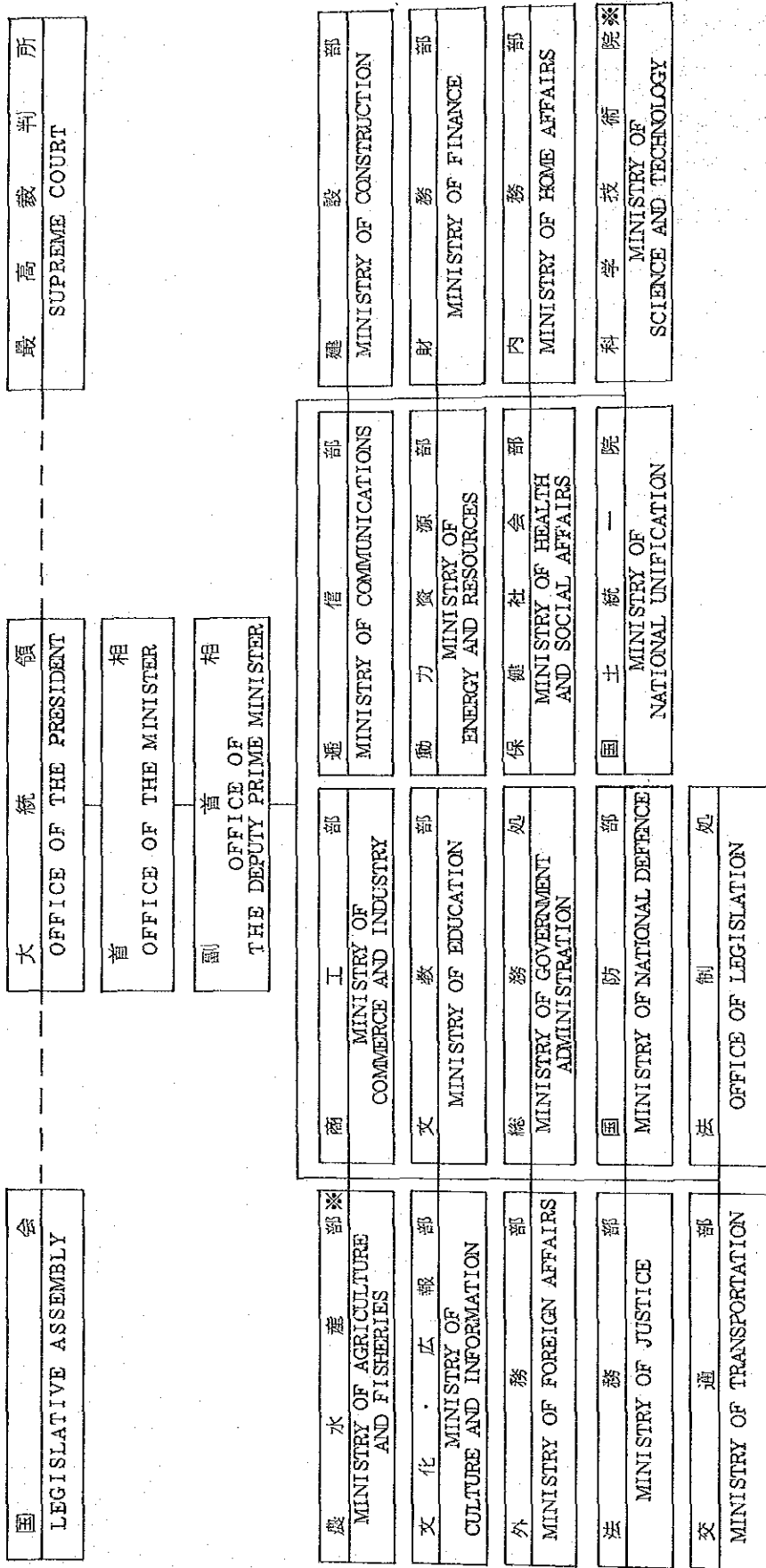
(ロ) 要 員

ADP要員は業務量の増加に伴い年々増えており、現在916名で6.2%を占めている。ただし、この中には雇傭職として744名が含まれている。

（1988年1月末日現在）

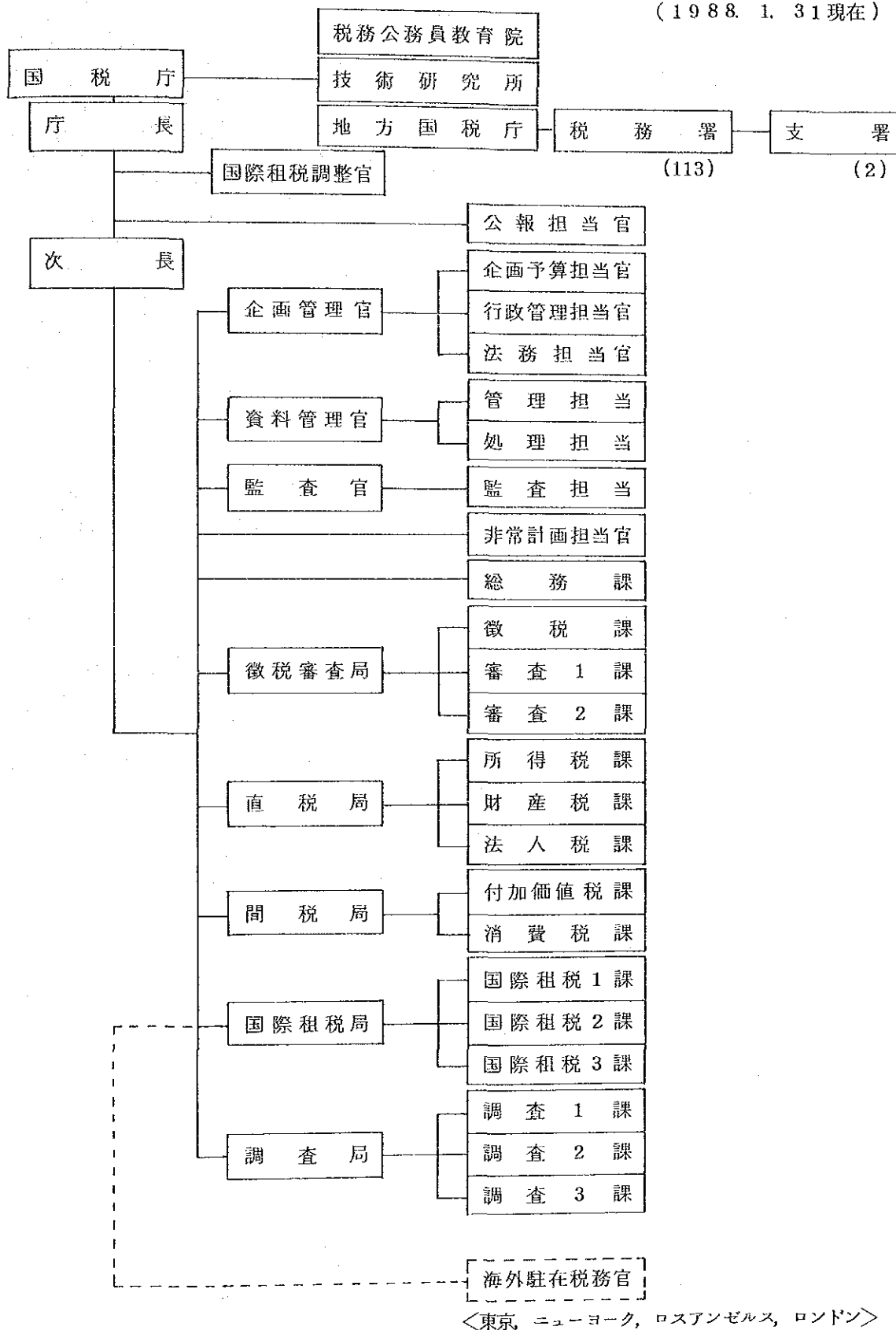
	本 庁	地方部局	合 計
一 般 職	119	52	171
雇 傭 職	555	189	744
技 能 職	1	—	1
合 計	675	241	916

韩国
国家行政組織図
(60年2月現在)



2. 国税庁，地方国税庁機構現況

(1988. 1. 31現在)



3. 国税庁及び傘下機関定員現況

(1988. 1. 31現在)

官署別 区分	計	本 庁			教育院	研究所	地方税務官署				
		小 計	本 庁	電算室			小 計	地方庁		税務署	
								地方庁	電算室		
合 計	(100) 14,878	(78) 11,54	(32) 479	(45) 675	(05) 84	(03) 42	(91.4) 13,598	(9.7) 1,438	(1.6) 241	(80.2) 11,919	
政 務 職	1	1	1								
別 定 職	8	8	8								
一 般 職	小計	12,613	503	384	119	45	28	12,037	1,263	52	10,722
	1級	2	1	1				1	1		
	2 "	10	7	7		1		2	2		
	3 "	8	1		1		1	6	6		
	4 "	160	23	21	2	4	2	131	27		104
	5 "	575	76	63	13	19	5	475	109	4	362
	6 "	2,537	221	180	41	6	7	2,303	449	13	1,841
	7 "	2,941	141	112	29	8	5	2,787	426	13	2,348
	8 "	3,371	18		18	6	5	3,342	180	14	3,148
	9 "	3,009	15		15	1	3	2,990	63	8	2,919
技能職	230	17	16	1	5	2	48	39		167	
雇 傭 職	2,026	625	70	555	34	12	1,478	136	189	1,030	

※ 合計欄の()内は構成比

＜韓国＞内国税収入

構成比及び増加率：%

単位：百万ウォン

年度 税目	1985			1986(予 算)		
	金額	構成比	増加率	金額	構成比	増加率
内 国 税 計	7,496,925	100	11.9	8,119,359	100	8.3
直 接 税 計	2,671,368	35.6	11.9	2,865,502	35.3	7.3
所 得 税	1,481,558	19.8	20.5	1,603,826	19.8	8.3
法 人 税	1,126,731	15.0	22.0	1,175,710	14.5	4.3
相 続 税	46,387	0.6	- 0.1	57,899	0.7	23.6
資 産 再 評 価 税	16,686	0.2	-52.4	28,066	0.3	68.2
不 当 利 得 税	6	0.0	-	1	0	-83.4
間 接 税 計	4,556,994	60.8	7.1	4,987,847	61.4	9.5
付 加 価 値 税	2,901,196	38.7	7.3	3,138,132	38.6	8.2
特 別 消 費 税	980,807	13.1	9.2	1,041,891	12.8	6.3
酒 税	501,187	6.7	1.6	598,677	7.4	19.5
電 話 税	166,551	2.2	8.2	201,520	2.5	21.0
証 券 取 引 税	7,253	0.1	11.9	7,627	0.1	5.2
過 年 度 収 入	192,892	2.6	40.2	185,393	2.3	- 3.9
印 紙 税	75,671	1.0	9.9	80,617	1.0	6.5

2. スリランカの租税制度と税務行政

(1) スリランカの租税制度

スリランカでは、内国歳入庁が扱う税目として、所得税、富裕税、贈与税、取引高税、遺産税及び印紙税がある。この他、関税・消費税庁が扱う関税、消費税及び地方公共団体が賦課する不動産税がある。

内国歳入庁で扱う税収は歳入全体の約40%を占めている。このうち、取引高税が65%、所得税が30%と2つの税目で95%を占めている。

所得税は、個人、会社、組合及び人的団体の純所得に対し課税される。税率は、個人については、10%~50%の累進税率、小法人については所得の階層に応じて20%~50%、通常の法人は40%(但し、外国法人は50%)が適用される。

課税年度は4月1日から3月31日である。

(2) スリランカの税務行政

スリランカの税務行政は、関税、一部の消費税および不動産税(Rates)を除き、内国歳入庁(Department of Inland Revenue)によって所掌されている。

長官のもとに、法人税部、メトロポリタン部(コロンボ地区の税務署の統括)、所得税・源泉課税部、遺産税・地方税務署統括部、調査部、徴収部、資料情報・賦課統括部、取引高税部、組織部の8つの部があり、この他13の地方税務署がある。

職員数は1,722人(1986年12月31日現在)であり、その内容は次のとおりである。

長官	1
部長	9
課長	28
賦課査定官	281
事務官	892
その他	511
計	1,722

4. 申告状況

1984/1985年度分として交付した所得税申告書116,972件のうち、1986年12月31日現在67,103件しか申告していない。これらの申告書は1985年11月30日以前に申告されなければならない。13カ月経過後であっても申告割合は57%にしかすぎない。1986年度分の所得税申告書については、1986年12月31日現在36%に過ぎない。

一方、取引高税については各四半期末から3カ月経過後の申告割合は51~54%である。

519件の納税者が無申告により、起訴された。内225件については、罰金を支払わされている。

ロ. コンピュータ化

コンピュータ課が、申告書、賦課決定通知書、納付書に記載されたデータの処理、全税目の統計表の作成、取引高税の納税業績の管理、マスターインデックスの更新等を行っている。最近、給与に対する源泉所得税事務及び取引高税事務がコンピュータ化されたところである。

現在のところ、装置は本庁のみに設置されており、端末機も17台にすぎない。

スリランカ共和国
国家行政組織図
(60年2月現在)

国会
(HOUSE OF PARLIAMENT)

上院	OFFICE OF THE LEADER OF THE HOUSE OF PARLIAMENT
下院	OFFICE OF THE LEADER OF THE OPPOSITION

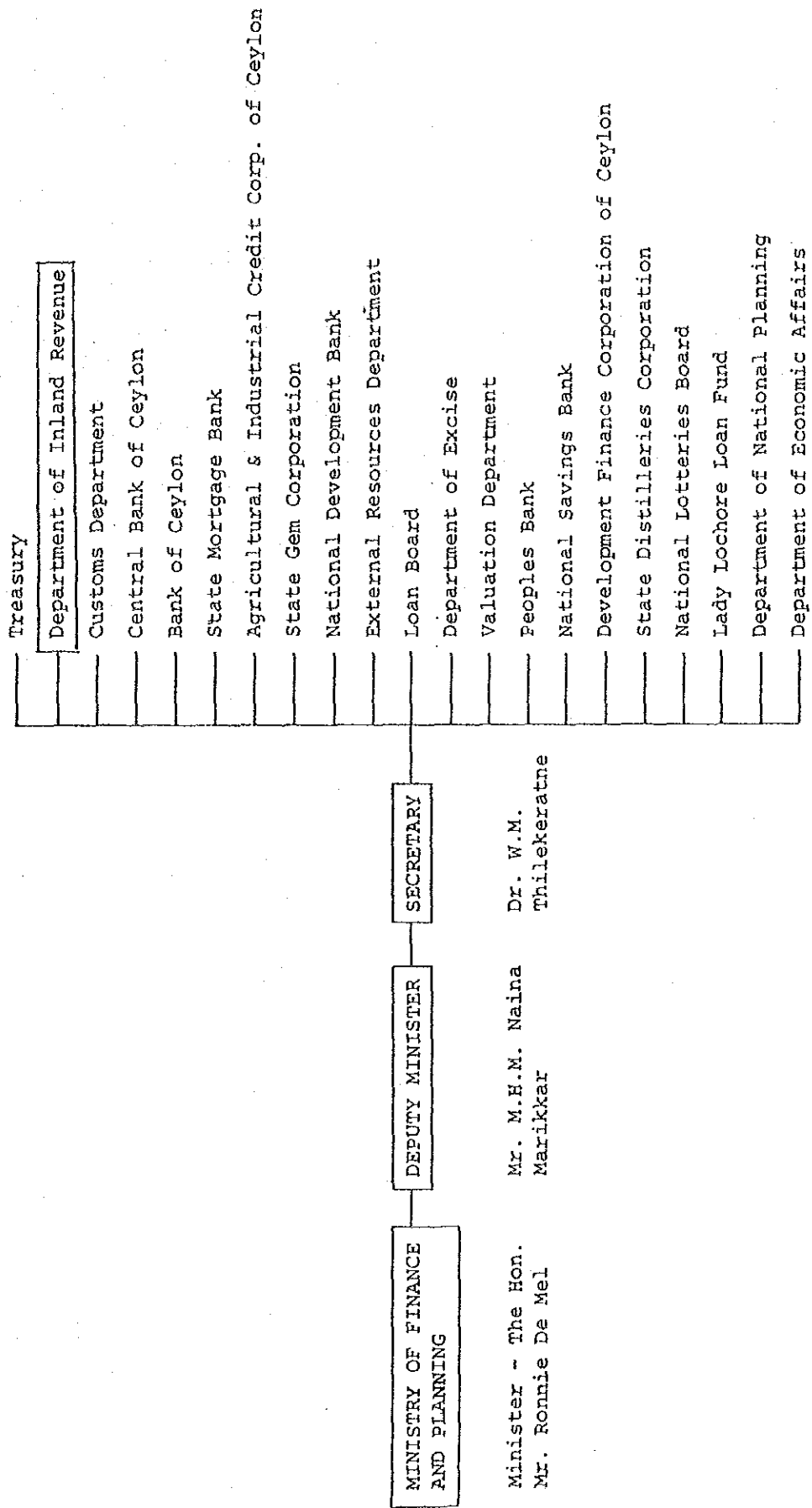
大統領	PRESIDENTIAL SECRETARIAT
-----	--------------------------

最高法院	SUPREME COURT
------	---------------

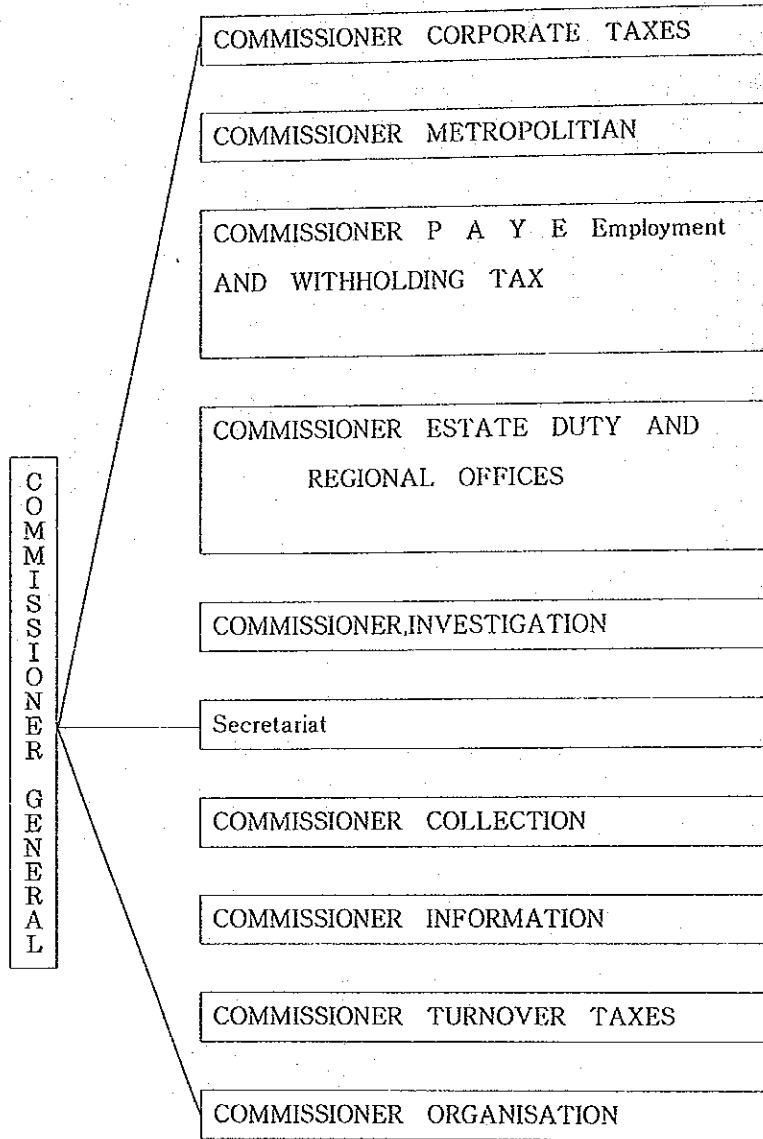
首相	PRIME MINISTER'S OFFICE
----	-------------------------

農業開発	MINISTRY OF AGRICULTURAL DEVELOPMENT AND RESEARCH	省※
財政	MINISTRY OF FINANCE AND PLANNING	省※
保健	MINISTRY OF HEALTH	省※
産業	MINISTRY OF INDUSTRIES AND SCIENTIFIC AFFAIRS	省※
土地	MINISTRY OF LANDS AND LAND DEVELOPMENT	省※
計画	MINISTRY OF PLAN IMPLEMENTATION	省※
行政	MINISTRY OF PUBLIC ADMINISTRATION	省※
社会	MINISTRY OF SOCIAL SERVICES	省※
貿易	MINISTRY OF TRADE AND SHIPPING	省※
私バス	MINISTRY OF PRIVATE OMNIBUS TRANSPORT	省※
国家安全	MINISTRY OF NATIONAL SECURITY	省※
文	MINISTRY OF CULTURAL AFFAIRS	省※
漁業	MINISTRY OF FISHERIES	省※
高等教育	MINISTRY OF HIGHER EDUCATION	省※
ジャナタ	MINISTRY OF JANATHA ESTATE DEVELOPMENT	省※
地方	MINISTRY OF LOCAL GOVERNMENT, HOUSING AND CONSTRUCTION	省※
プランテーション	MINISTRY OF PLANTATION INDUSTRIES	省※
地域	MINISTRY OF REGIONAL DEVELOPMENT	省※
国	MINISTRY OF STATE	省※
運輸	MINISTRY OF TRANSPORT	省※
教育	MINISTRY OF EDUCATION SERVICE	省※
国防	MINISTRY OF DEFENCE	省※
食糧	MINISTRY OF FOOD AND COOPERATIVES	省※
高速	MINISTRY OF HIGHWAYS	省※
法務	MINISTRY OF JUSTICE	省※
マハ	MINISTRY OF MAHAWELLI DEVELOPMENT	省※
郵便	MINISTRY OF POSTS AND TELECOMMUNICATIONS	省※
農村	MINISTRY OF RURAL DEVELOPMENT	省※
国家	MINISTRY OF STATE PLANTATIONS	省※
青年	MINISTRY OF YOUTH AFFAIRS AND EMPLOYMENT	省※
教育	MINISTRY OF EDUCATION	省※
外務	MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS	省※
内務	MINISTRY OF HOME AFFAIRS	省※
労働	MINISTRY OF LABOUR	省※
議事	MINISTRY OF PARLIAMENTARY AFFAIRS AND SPORTS	省※
電力	MINISTRY OF POWER AND ENERGY	省※
農村	MINISTRY OF RURAL INDUSTRIAL DEVELOPMENT	省※
繊維	MINISTRY OF TEXTILE INDUSTRIES	省※
運輸	MINISTRY OF TRANSPORT BOARD	省※
婦人	MINISTRY OF WOMEN'S AFFAIRS AND TEACHING HOSPITALS	省※
椰子	MINISTRY OF COCONUT INDUSTRIES	省※

財政・計画省組織圖



内国歳入庁の組織図





දේශීය ආදායම් දෙපාර්තමේන්තුව உள்ளாட்டு கிணைவரித் திணைக்களம் Department of Inland Revenue

1988 මැයි මාසයේ දිනයන්

සමස්ත	15	51, 11, 31 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය 1987 දෙසැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
තොරතුරු	13	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
මාර්තු	15	වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
අප්‍රේල්	15	54, 63, 31 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
මැයි	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - අප්‍රේල් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ජූනි	15	වර්ධනය/වර්ධනය - ජූනි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ජූලි	13	54, 63, 38 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - ජූනි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
අගෝස්තු	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - ජූලි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
සැප්තැම්බර්	15	වර්ධනය/වර්ධනය - අගෝස්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ඔක්තෝබර්	15	54, 63, 38 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - සැප්තැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
නොවැම්බර්	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - නොවැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
දෙසැම්බර්	15	වර්ධනය/වර්ධනය - දෙසැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.

உங்கள் வரித் தேதிகள் 1988

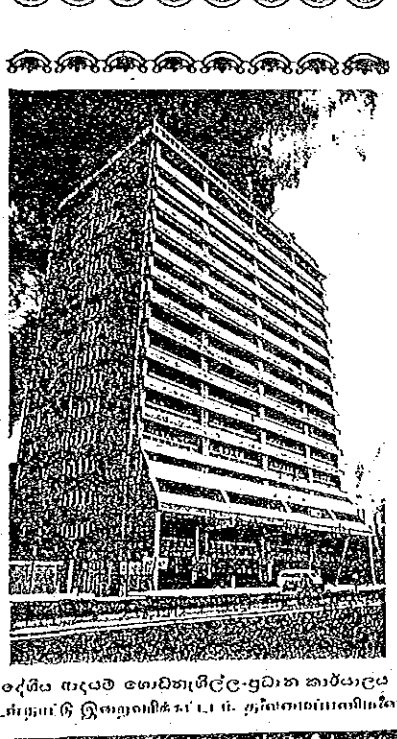
සමස්ත	15	51, 11, 31 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය 1987 දෙසැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
තොරතුරු	13	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
මාර්තු	15	වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
අප්‍රේල්	15	54, 63, 31 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - මාර්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
මැයි	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - මැයි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ජූනි	15	වර්ධනය/වර්ධනය - ජූනි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ජූලි	13	54, 63, 38 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - ජූනි C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
අගෝස්තු	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - අගෝස්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
සැප්තැම්බර්	15	වර්ධනය/වර්ධනය - අගෝස්තු C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
ඔක්තෝබර්	15	54, 63, 38 හි අවසන් කාන්දුව පදනම B. B. කෙරෙහි, වර්ධනය/වර්ධනය - ඔක්තෝබර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
නොවැම්බර්	15	1987/88 වන වර්ෂයේ පදනම අදාළ වන පදනම, වර්ධනය/වර්ධනය - නොවැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.
දෙසැම්බර්	15	වර්ධනය/වර්ධනය - දෙසැම්බර් C. D. හි. අදාළවීමට පෙර.

Your Tax Dates for 1988

Jan. 15	Pay T.T. for Quarter ending 31.12.87. - Employers-Pay December 87, P.A.Y.E. deductions.
Feb. 15	Last day for payment of tax for 3rd Quarter of Y/A 1987/88 - Employers-Pay January P.A.Y.E. deductions.
Mar. 15	Employers-Pay February P.A.Y.E. deductions.
April 15	Pay T.T. for Quarter ending 31.3.88. - Employers-Pay March P.A.Y.E. deductions.
April 30	Employers-Issue P.A.Y.E./T-10 for Y/A 1987/88 and submit the annual declaration to the P.A.Y.E. Branch.
May 15	Last day for payment of tax for 4th quarter of Y/A 1987/88. - Employers-Pay April P.A.Y.E. deductions.
June 15	Employers-Pay May P.A.Y.E. deductions.
July 15	Pay T.T. for Quarter ending 30.6.88. - Employers-Pay June P.A.Y.E. deductions.
Aug. 15	Last day for payment of tax for 1st quarter of Y/A 1988/89 - Employers-Pay July P.A.Y.E. deductions.
Sept. 15	Employers-Pay August P.A.Y.E. deductions.
Oct. 15	Pay T.T. for the Quarter ending 30.9.88. - Employers-Pay September P.A.Y.E. deductions.
Nov. 15	Last day for payment of tax for 2nd quarter of Y/A 1988/89. - Employers-Pay October P.A.Y.E. deductions.
Nov. 30	Last day for submitting returns and making the final payment for the Y/A 1987/88.
Dec. 15	Employers-Pay November P.A.Y.E. deductions.

	ජනවාරි JANUARY	මැයි MAY
දෙසැම්බර් S	31 (3) 10 17 24	1 8 16 22 29
නොවැම්බර් M	* 4 11 18 25	2 9 16 23 (30)
අගෝස්තු T	* 6 12 19 26	3 10 17 24 31
ජූලි W	* 6 13 20 27	4 11 18 25 *
ජූනි T	* 7 14 21 28	5 12 19 26 *
මැයි F	1 8 15 22 29	6 13 20 27 *
අප්‍රේල් S	2 9 16 23 30	7 14 21 28 *

	මාර්තු MARCH	ජූනි JUNE
දෙසැම්බර් S	* 6 13 20 27	* 5 12 19 26
නොවැම්බර් M	* 7 14 21 28	* 6 13 20 27
අගෝස්තු T	1 8 15 22 29	* 7 14 21 28
ජූලි W	2 9 16 23 30	* 8 13 20 27
ජූනි T	(3) 10 17 24 31	* 9 14 21 28
මැයි F	4 11 18 25 *	* 1 8 15 22 29
අප්‍රේල් S	5 12 19 26 *	* 2 9 16 23 30



	ජූලි JULY	අගෝස්තු AUGUST
දෙසැම්බර් S	31 3 10 17 24	* 7 14 21 28
නොවැම්බර් M	* 4 11 18 25	1 8 15 22 29
අගෝස්තු T	* 5 12 19 26	2 9 16 23 30
ජූලි W	* 6 13 20 27	3 10 17 24 31
ජූනි T	* 7 14 21 28	4 11 18 25 *
මැයි F	1 8 15 22 29	5 12 19 26 *
අප්‍රේල් S	2 9 16 23 30	6 13 20 27 *

	සැප්තැම්බර් SEPTEMBER	ඔක්තෝබර් OCTOBER
දෙසැම්බර් S	* 4 11 18 (29)	30 2 9 16 23
නොවැම්බර් M	* 5 12 19 26	31 3 10 17 (24)
අගෝස්තු T	* 6 13 20 27	* 4 11 18 25
ජූලි W	* 7 14 21 28	* 5 12 19 26
ජූනි T	1 8 15 22 29	* 6 13 20 27
මැයි F	2 9 16 23 30	* 7 14 21 28
අප්‍රේල් S	3 10 17 24 *	1 8 15 22 29

	නොවැම්බර් NOVEMBER	දෙසැම්බර් DECEMBER
දෙසැම්බර් S	* 6 13 20 27	* 4 11 18 25
නොවැම්බර් M	* 7 14 21 28	* 5 12 19 26
අගෝස්තු T	1 8 15 22 29	* 6 13 20 27
ජූලි W	2 9 16 (23) 30	* 7 14 21 28
ජූනි T	3 10 17 24 *	* 1 8 15 (22) 29
මැයි F	4 11 18 25 *	* 2 9 16 23 30
අප්‍රේල් S	5 12 19 26 *	3 10 17 24 31

මැයි මාසයේ දිනයන් உங்கள் வரிகள் நாட்டின் அறிவிப்புக்களை

(注) 各税目についての申告納付期限を英語, シンハリ語, タミール語の3カ国語で説明したものである。

OUTSTATION REGIONAL OFFICE SUMMARY AT 31.12.1987.

地方稅務署の概況

Regional office	Staff		I.T. Files at 11.87	I.T. Files Open Trfd/ Can.	Total at 31.12.87	A	IA	84/85 O/S	Assessment Retn 1985/86 Read Done % of Done		Collection 1986 Charge S.A. Total			1987 Chrgs	
	S.oo	T.00							M	M	M	M	M	M	M
Kalutara	10	28	6134	763	6455	6455	-	231	4132	6207	96.01	16.05	17.03	33.08	13.32
Candy	16	39	9222	1002	7806	7806	2377	434	5165	10077	98.9	18.62	28.37	47.05	15.38
V-Eliya	06	19	3973	360	3074	3074	684	170	985	3758	100.0	4.32	7.21	11.59	4.83
Galle	10	28	6056	930	4737	4737	1679	372	3541	6043	94.2	15.31	18.07	33.38	9.22
Matara	08	33	4719	530	4804	4804	361	249	3493	4993	96.4	15.93	14.59	30.52	21.43
Jaffna *	04	12	6839	31	5095	5095	1565	723	1207	4199	63.1	1.30	3.00	4.30	.38
Batticaloa	05	21	4987	448	4482	4482	783	153	2915	6077	96.4	5.41	5.46	10.87	4.06
Kurunegala	09	33	7915	464	6143	6143	1975	201	4549	8015	92.6	10.44	16.84	27.28	13.51
Anuradhapura	06	21	3583	439	3112	3112	103	167	1721	3266	93.9	5.84	5.19	11.03	5.63
Badulla	06	19	3129	209	2809	2809	421	104	1764	3156	98.7	6.50	6.67	13.17	7.68
Rathnapura	08	20	4713	539	4745	4745	297	325	2560	5042	100.0	15.13	6.59	23.69	11.81
Kargalle	05	16	2114	300	2225	2225	175	85	1337	2392	95.3	1.93	4.86	6.81	2.48
Negambo	10	32	6290	602	5940	5940	896	367	3876	6694	98.1	17.88	24.60	42.48	18.70
Total	103	321	69674	6517	64453	64453	11393	3591	37336	69319	94.05	124.80	160.45	295.25	28.63

* Figures up to 31.07.1987

S.A	1987		% of Estl: mate	I.T. (-S.A.)		Appeals 1987 Done O/S	Audit Queries 1987 Done O/S		Back cases done	Duty 1987 Add: Income Tax		Sec 128 Done	Collection Excess % Short fall			
	Total	Estl: mate		86/87	1997/88		1 Q	2 Q		1987	1987		M	M	Excess	%
16.11	29.43	31	94.9	3501	758	1647	1239	1967	12	11	127	14.43	6.22	284	-1.57	- 5.0
26.02	41.40	45	92.0	6867	1725	2672	1597	528	03	-	212	37.53	11.07	1271	-3.60	- 8.0
6.76	11.59	11	105.3	1990	669	1244	1336	897	01	03	94	6.60	2.65	389	+ .59	+ 5.3
16.64	26.06	30	86.6	2764	537	1132	1462	2194	03	14	172	20.50	7.07	193	-3.74	-13.4
16.62	38.05	28	135.8	2565	563	1106	1753	2205	05	05	219	23.78	10.75	384	+2.05	+35.8
95	1.33	02	65.5	674	24	-	86	1360	-	21	08	.43	.10	N/A	-.67	-31.5
4.68	8.74	09	97.1	1988	535	963	436	1130	01	-	55	5.26	1.37	63	-.24	- 2.8
14.59	29.10	28	100.3	4435	1097	803	1566	273	02	14	186	17.52	7.66	740	+ .16	+ 0.9
6.11	11.74	11	106.7	1568	310	641	615	127	10	-	96	6.71	3.01	302	+0.74	+ 6.7
5.38	13.26	11	120.5	1876	488	920	415	453	01	-	127	9.43	2.97	292	+2.26	+20.5
10.30	22.11	21	105.2	3091	1133	1036	1007	243	13	06	178	15.26	4.24	1012	+1.11	+ 5.2
4.86	7.34	07	104.8	1494	459	670	499	443	-	02	42	5.51	2.43	67	+ .34	+ 4.8
13.91	32.61	36	90.5	3950	1102	1617	682	202	05	-	145	24.86	11.21	304	-2.33	- 9.4
143.13	271.76	270	100.6	95853	9400	14451	12683	12024	51	76	1661	189.90	70.21	5301	+1.72	+ .65

17832-1-28
 1988-1-28
 1988-1-28

Commissioner of Inland Revenue (R.O.O.)
S.A.S

3. シンガポールの租税制度と税務行政

(1) シンガポールの租税制度

シンガポールの租税制度には、所得税、不動産税、印紙税、競馬等賭金税、遺産税、富くじ税等内国歳入庁が扱っているものと、関税・消費税庁が扱っている関税・消費税がある。

なお、地方税はない。

1986年度の歳入に占める各税目の割合は、所得税が14.5%、不動産税が4.7%、印紙税が2.7%となっている。

所得税については納税者から提出された申告書等に基づいて税務当局が賦課するという賦課課税制度を採っている。課税年度は個人については暦年主義である。法人についても決算期にかかわらず、暦年主義である。

税率は個人については、3.5%から33%の累進税率、法人については33%が適用される。

毎年1月～2月頃に申告用紙が納税者のもとに送られてくることになっている。もし、納税義務があるにもかかわらず3月31日までに申告書用紙が送られて来ない場合には、4月14日までに申告書用紙の送付を申請書に記入して要求しなければならない。

申告書提出後数カ月してから課税通知書が送られて来る。この課税通知書発行日から1カ月以内に当該税額を納付することになっている。

給与所得についての源泉徴収制度の規定はあるが、実際上行われていない。ただし、非居住者等に支払う利子、ロイヤリティー、マネージメントフィーについては源泉徴収を行うことになっている。

(2) シンガポールの税務行政

シンガポールでは、大蔵省の内部部局としての内国歳入庁(Inland Revenue Department)および、関税・消費税庁(Department of Customs and Excise Duties)があり、それぞれ、直接税及び間接税に関する立法及び執行を所掌している。

内国歳入庁長官のもとに、次長が置かれ、長官官房、所得税部、査察部、徴収部、法規部、評価・賦課部、第七部(遺産税、印紙税等を担当)の7部が置かれている。なお、国税局、税務署等の地方部局はない。

職員数は1,394人であり、うち女性が約8割を占めている。

4. 問題点

事務量が増加しているにもかかわらず、職員数が不足していることが大きな問題となっている。1987年末現在の定員は1,484人であるが実員は1,394人に過ぎず、6%が欠員となっている。また、経験豊富な職員が少なくなっており、やむをえず、低位の等級にあるものを高位の等級につけているのが実情である。

所得税事務をとっても、法人を含めた納税者数が約90万人であるのに対し、担当職員は

約600人しかおらず、1人当りの納税者数は1,500人と多くなっている。さらに、職員は経験が浅いところから、職場研修に重点を置いて人材の育成を図っている。

ロ. コンピュータ化

シンガポールでは1972年にコンピュータを導入し、所得税事務を中心にコンピュータ化が進められている。

申告書のプレプリント、納税告知書のアウトプット等に活用されている。

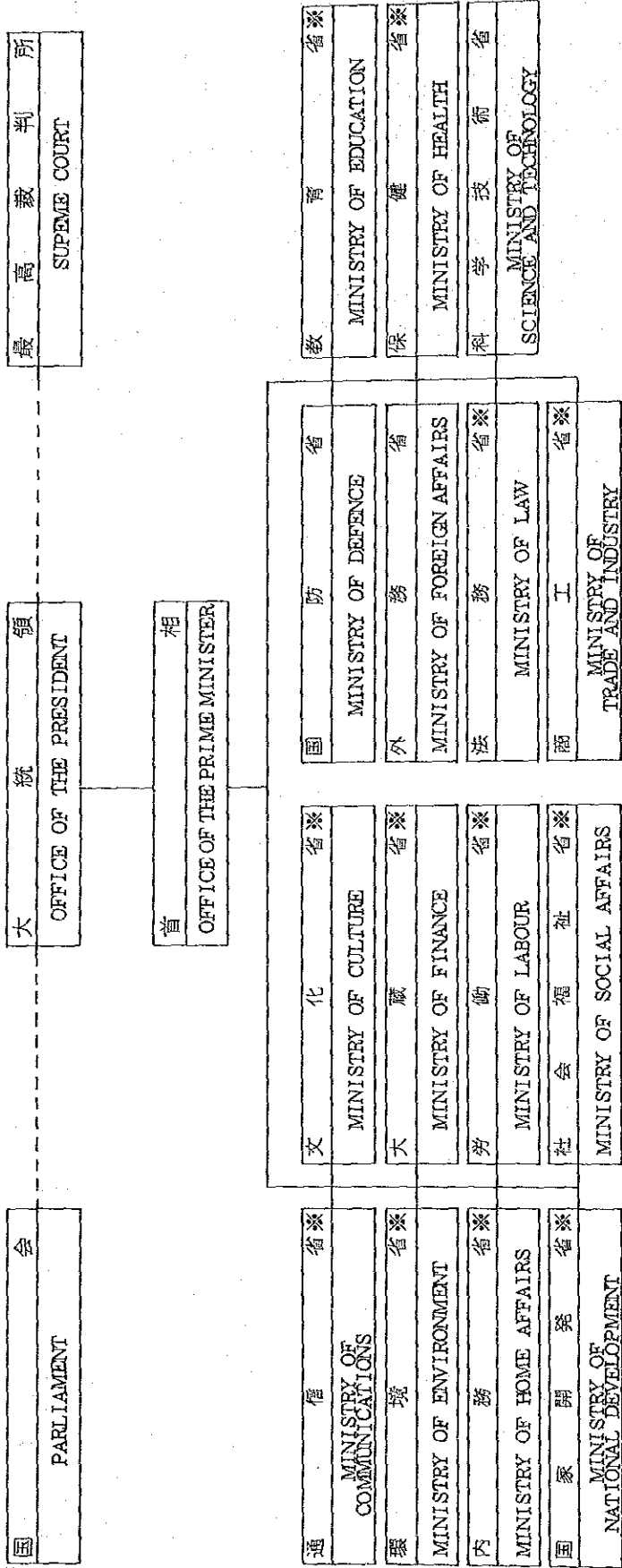
徴収の分野においては、納税者の銀行口座から税額を自動的に引き落とすシステム(Inter-Bank Giro System)を採用しており、納税実績の検索システムが開発されている。

今後は、データ処理のハイスピード化、マイクロ化を進めて行く予定である。また、個人の資産について、その種類、所在地、賃貸物件であればその賃貸料等のデータを入力し、随時検索できるようなシステムを開発中である。

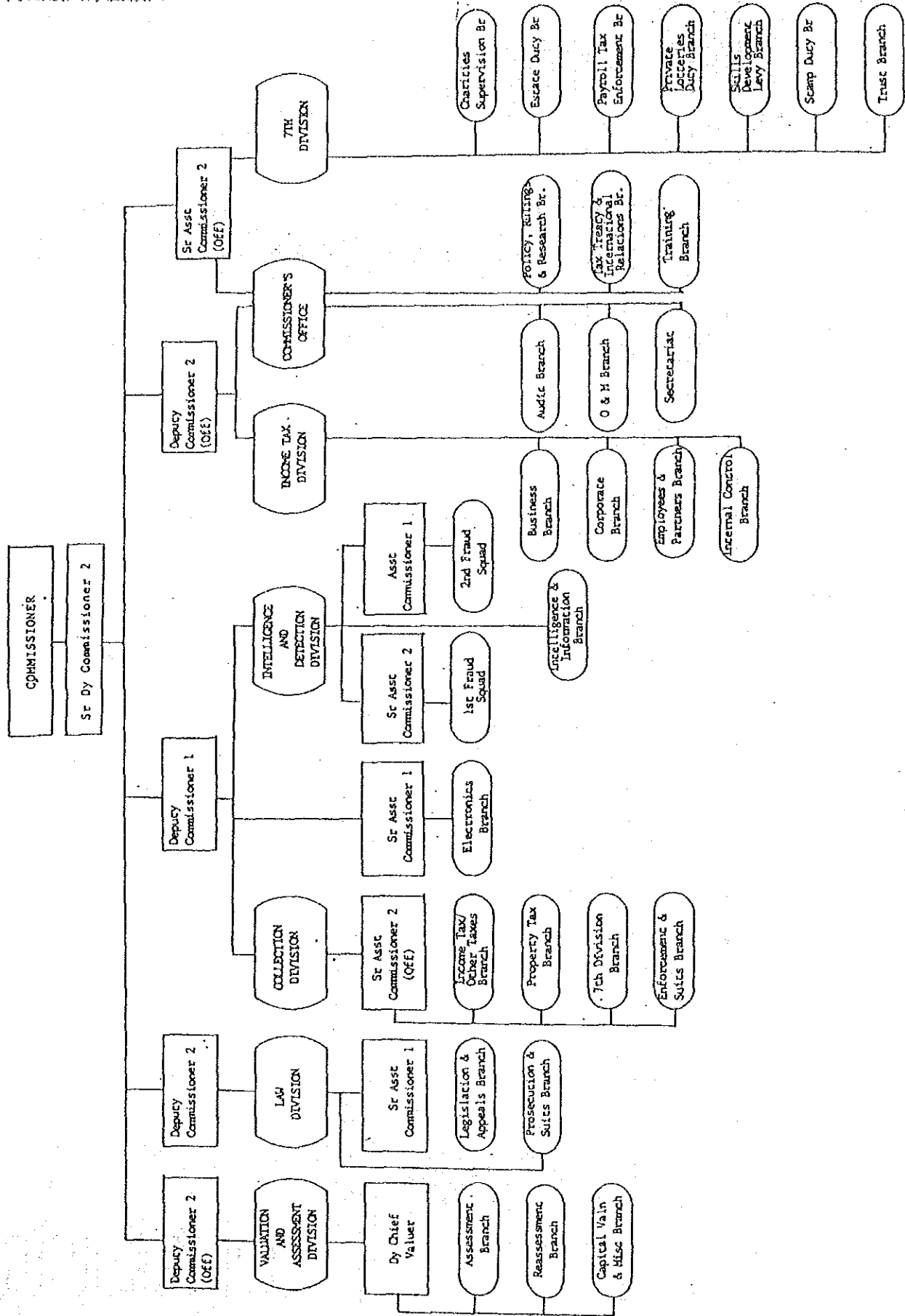
従来コンピュータ化が遅れていた印紙税等の事務についてもコンピュータ化を図っていくこととしている。

シカポー ル 国
 国家行政組織図

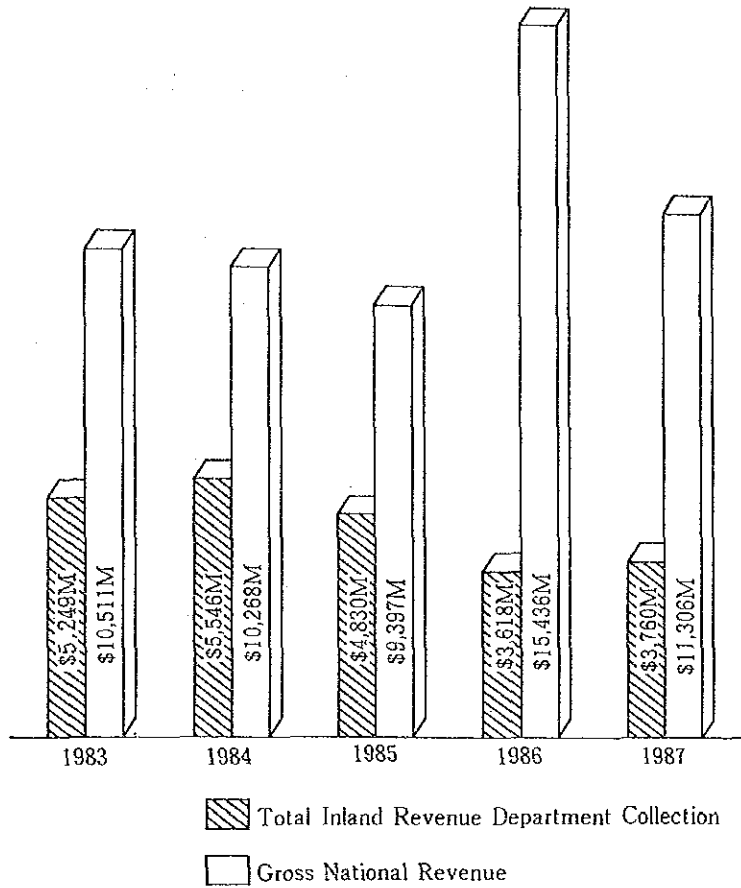
(60年1月現在)



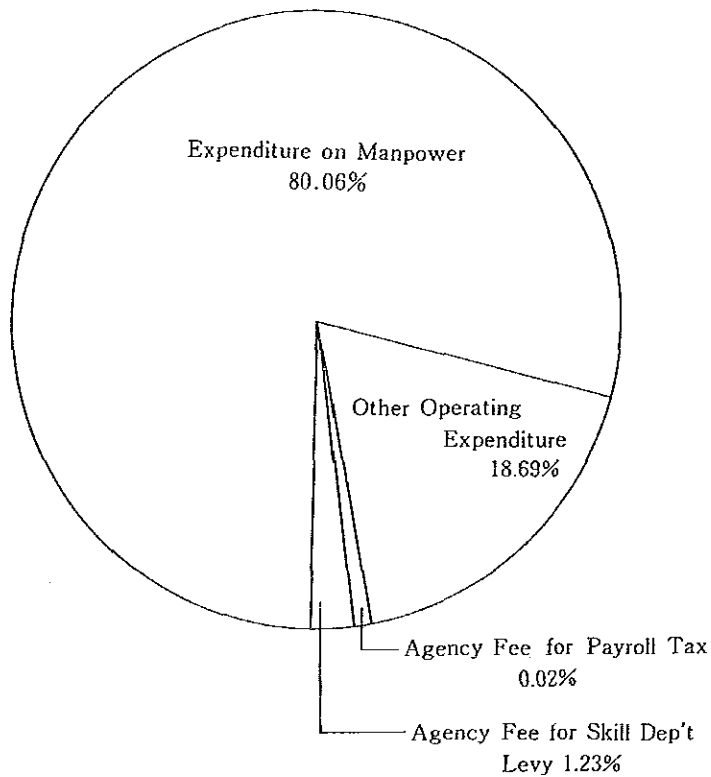
ORGANISATION CHART AS AT 31ST DECEMBER 1987



GROSS NATIONAL REVENUE AND INLAND REVENUE
DEPARTMENT'S COLLECTION 1983--1987



COST OF COLLECTION



COMPUTERIZATION

<u>Year</u>	<u>Computer System</u>
1972	IBM 360/20 (Capacity: 8K)
1979	IBM 370 (CSD)
1982	IBM 4341-M02 (Capacity: 4MB)
1984	IBM 4341-M02 (Capacity: up grade to 8MB)
1987	IBM 4341-M02 (Capacity: 8MB) IBM 4381-P14 (Capacity: 16MB)

FUTURE PLAN

Taxpayer	-to encourage voluntary compliance through simplification of requirements and taxpayer education
Staff	-to develop their potential to the fullest
Automation	-to promote the use of information technology